**（原稿（上）（下）に分割して：『アジア・アフリカ研究』59(3),(4),2019年7月,10月掲載予定）**

**グローバル資本主義の正統化危機と多国籍企業犯罪**

**岡野内　正**

Ⅰ　問題提起―グローバル資本主義正統化危機の構図における多国籍企業犯罪

Ⅱ　多国籍企業集団中枢銀行の犯罪組織化―J.S.ヘンリー『多国籍銀行犯罪データベース（1998-2014年）』

Ⅲ　多国籍企業経営コンサルタントの犯罪認識―PwC『経済犯罪実態調査2018年』

Ⅳ　組織・企業犯罪に挑む法学的思考―不当収益剥奪の論理

Ⅴ　結論―明らかにされていく支配階級の姿と階級支配の仕組み

注

参考文献

**Ⅰ　問題提起―グローバル資本主義正統化危機の構図における多国籍企業犯罪**

１　正統化危機の概念

＜支配の正統性＞

支配の正統性の概念は、20世紀初頭のマックス・ウェーバーによって提起され（Weber(1921[1976]=1968=1960,1970)、20世紀中葉のタルコット・パーソンズによるシステム論的な整理を経て（Parsons（1959））、さらに1970年代初頭のユルゲン・ハーバーマスによって当時の資本主義的な社会の仕組みの正統化危機の問題として、とりわけカール・シュミットの『合法性と正統性』（Schmitt(1932[1968])）からニクラス・ルーマンの『手続きを通しての正統化』（Luhmann(1969=1990)）に至る議論と対決するとともにマルクス的な危機論をも射程に入れ、関連する論争点とともに、みごとに整理されている。（１）以下、その要点を紹介しておこう。

　「あらゆる階級社会は、その再生産が社会的に生産された富の特権的な取得にもとづいている以上、社会的な剰余生産物を不平等に、それにもかかわらず正統に(legitim; legitimately)分配するという問題を解決しなければならない」（Habermas（1973=1975=2018）：132;96;172-173訳文は若干変更）。アメリカの社会学者レンスキーの主著（Lenski(1966)）の参照を求めつつ、ハーバーマスはこのように問題を立てる。そして、次のように敷衍する。

階級社会はこの問題を構造の強制力（strukturelle Gewalt; structural force）によって、すなわち、遵守されている規範システム(Normensystem; a system of observed norms)のなかで、生活の必要を充たす(Bedürfnisbefriedigung; satisfy needs)ための正統な機会(legitimen Chancen; legitimate chances)の不均等な分配を固定することで解決する。そのような規範システムが実際に承認されている場合、たしかに当事者が正統だと信じること(Legitimitätsglauben; belief in their legitimacy) だけでなく、遠回しな制裁の脅迫にたいする恐怖や服従、それに、自分自身の無力感や代案の不在（すなわち想像力の拘束）によるたんなる受忍（遵守）も支えとなっている。けれども、既存の秩序の正統性を誰も信じなくなると、制度システム(Institutionensystem; sysem of institutions)のなかに埋め込まれていた潜在的な強制力(latente Gewald; latent force)がただちに解き放たれる――そうした強制力は、上からのあからさまな強制として（これは一時的にのみ可能なのだが）、あるいは参加の余地の拡大というかたちであらわれる（これにともなって、正統に生活の必要を充たすチャンスの分配率、すなわち支配の抑圧レベルもまた変化する）。」（Habermas（1973=1975=2018）：132;96;173訳文は若干変更）。

人間社会を構成する個々人が考えて正しいと信じることが、潜在的な強制力を形成し、それが、規範のシステム、さらには制度のシステムの中に埋め込まれて、構造の強制力となって、支配のしくみを形作る。なるほどイメージの操作や制度的な制裁の恐怖を与えることで支配の仕組みを支えることはできる。しかし、支配の仕組みの組み立てにとって決定的なのは、支配の仕組みが正しいとする個々人の信念→規範→制度→構造という因果連関だというのである。このような因果連関を経て、支配の仕組みは変化する。このような因果連関の把握は、個々人の信念に基づく行為と社会の仕組みとの連関を人類史的視野で分析しようとしたウェーバー社会学の基本的な発想を示すものだ。

　ハーバーマスは、このようなマックス・ウェーバーの「正統性概念の有用性」が「こんにちの社会学では、…だれからも認められている」（Habermas（1973=1975=2018）：133;97;174）とする。しかし彼はこのようなウェーバーの正統性概念にさらに「正統化の真理への依存性（Wahrenheitsabhängigkeit von Legitimationen; truth-dependency of legitimations）」(*Ibid.*)を付け加える。すなわち、個々人の信念を決定する根本原因として、より真理に接近する討議（２）を付け加える。したがって、上述の因果連関は、支配の仕組みに関して、より真理に接近する討議→個々人の信念→規範→制度→構造、となる。ウェーバーを修正するこのような因果連関の強調は、ハーバーマスに独自なものであり、人類史的視野に立つマルクスの唯物論的な歴史把握構想を批判的に取り込んだハーバーマス社会学の基本的発想を示すものだ。

＜支配システムの危機の理論＞

　ハーバーマスは、「構造変動を示しうる社会進化理論の枠組み」として、マルクスの「社会構成体（Gesellschaftsformation; social formation）」概念が有益だとする（Habermas（1973=1975=2018）：18;7;22）。そのマルクスの社会構成体概念を用いれば、ハーバーマスが注目する上述の「より真理に接近する討議」は、社会的存在である人間が労働力を組織し、技術を用いて一定の生産力を発揮して生産活動を行う際に不可欠な、技術的な真偽に関する討議および規範的な適否に関する討議として、人類史的な生産力の発展と関連させた社会システムの進化として示すことができるからだ。言い換えれば、実際に生活の役に立つのはどんなやり方かという人々の日々の話し合いを通じて、実際に役に立つやり方が用いられ、人々の考えが変わっていくのに応じて、世のなかの仕組みも変わるというわけである。

　ハーバーマスは、①原始的、②伝統的、③リベラル資本主義的、そして④組織資本主義的という4つの社会構成体を区別し、それぞれの組織原理、社会統合とシステム統合との関係、危機類型について論じている。（3）

表１　ハーバーマスによる社会構成体の4類型と対応する危機の類型

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 社会構成体 | 組織原理 | 社会統合とシステム統合 | 危機類型 |
| 原始的 | 親族関係に基づく無階級社会：年齢と性別が第一義的役割 | 未分化 | 外部に起因するアイデンティティ危機 |
| 伝統的 | 政治的階級支配：国家権力による社会経済的階級の制御 | 機能的分化 | 内部からのアイデンティティ危機 |
| リベラル資本主義的 | 非政治的階級支配：市民社会における賃労働と資本の関係 | システム統合的な経済システムによる社会統合 | システム危機：経済危機→社会危機→政治危機 |
| 組織資本主義的 | 形式的民主制による階級支配：市民社会における賃労働と資本の関係への国家介入 | システム統合のために経済システムを補完する行政システムによる社会統合 | システム危機：経済危機、合理性の危機  アイデンティティ危機：正統化危機、動機づけ危機  世界社会危機：生態系、人格、国際関係バランス危機 |

〔資料出所〕Habermas（1973=1975=2018）：30-130;17-94;38-170によって筆者作成。

　表１は、そのハーバーマスの危機論の分析を表にまとめたものだ。ここでこの表について詳しい解説や問題提起をすることはしない。本稿のテーマとかかわる限りで、以下の二点のみを指摘しておきたい。

　第一に、この表は、支配の仕組みに関する先述の「より真理に接近する討議→信念→規範→制度→構造」という因果連関をより具体化したものとなっていることだ。すなわち、階級支配の組織原理は、「より真理に接近する討議→個々人の信念→社会規範の形成」という回路を通じる「社会統合」に支えられた、「諸制度からなる構造」という形をとる「システム統合」としてとらえられている。したがって、階級支配の組織原理の危機は、「討議によって形成される個々人の信念」すなわち「アイデンティティ」の危機、もしくは「諸制度からなる構造」が機能不全となる「システム」の危機としてとらえられている。そして、人々が支配システムを正当化できず、正統性を信じなくなる「正統化危機」は、人々が支配システムを支えて動く気がなくなってしまう「動機づけ（モティベーション）危機」とともに、「アイデンティティ危機」として位置づけられている。なお「システム危機」に含まれている「経済危機」は人々の生産力を組織して生産活動を行って生活を維持することが難しくなること、「合理性の危機」とは、諸制度からなる構造とりわけ行政のしくみが人々の討議によって真理から遠ざかると判断されてしまうこと、言い換えれば、実際には役に立たない仕組みだとみなされてしまうことを指す。逆に言えば、特定の階級支配の仕組みは、技術の特定の発展段階に応じて生産力を組織して生産活動を行って生活を維持するという役に立つことができる限りで、より真理に接近する人々の討議を通じて、実際に不平等で差別的なものであるにもかかわらず合理的で正当な仕組みだとみなされる、というのである。このような討議を通じて形成される人々の信念が、人々に動機づけを与えるとともに、階級支配が正統化され、社会規範となり、諸制度からなる構造が組み立てられて、階級支配のシステムが維持される、ということになる。ここに、ウェーバーによる信念の強調、マルクスによる技術発展段階の強調を、真理に接近する討議の強調によって理論的に包摂するハーバーマス社会理論の構成が明確に貫かれている。

　第二に、ここでの「組織資本主義」とは、ハーバーマスが「ポスト資本主義的階級社会」と呼ぶソ連のようなシステムの出現に促されて、賃労働と資本との関係に国家が大幅に介入するようになった第一次大戦後から1970年代初頭までの時期の欧米の先進資本主義諸国社会を念頭に置いたものだ。なお、すでに「世界社会危機」として、「生態系、人格、国際関係のバランス」の危機が指摘されていることが注目されよう。ここで「生態系バランス」の危機とは、経済成長に伴う地球温暖化のような地球環境全体のエコロジカルなバランスの危機を指す。「人格バランス」の危機とは、集団的な大量殺戮や自殺行為のような集団的狂気に陥りにくいバランスのとれた人格形成が妨げられてしまうことを指す。それは「より真理に近づく討議→個々人の信念→社会規範の形成」という因果連関の危機でもある。「国際関係バランス」の危機とは、人類全体を滅ぼす可能性をもつ点で集団的な大量殺戮兼自殺行為を準備する狂気にほかならない核兵器を配備した米ソ軍事対立のことである。（４）

　以上、ハーバーマスによる支配システム正統化危機論が、人間の生産活動が焦点となる生活の場での討議→信念→規範→制度→構造という因果連関を追うために最適だとしてマルクスの社会構成体概念を用い、人類史的視野で1970年代初頭の欧米諸国における階級支配システムの構造的特質を「組織資本主義」と類型化したうえで、その類型が崩壊する危機を経済危機と合理性危機からなるシステム危機と、正統化危機と動機づけ危機からなるアイデンティティ危機とからなる重層的な危機の一環としてとらえようとするものであることが明らかになったと思う。（５）では、1990年代以降の急速なグローバル化を経た今日の階級支配システムの構造的特質は、それを支える人々の正統性の信念とともにどのようにとらえ、システムの崩壊と転換を展望できるような危機の様相をどのようにとらえればいいだろうか。

２　グローバル資本主義の正統性と正統化危機

＜ナショナル資本主義の正統性喪失＞

　今日のグローバル資本主義の階級支配システムについては、「グローバル資本主義学派」をめぐる論争を紹介しつつ、岡野内（2018₋2019）において、ハーバーマスの「システムによる生活世界の植民地化」図式に基づいてその基本的な構造を描く問題提起をした。ここでは、そこでは触れていなかった正統性との関連について、危機の構図を整理しておきたい。

　まず、グローバル資本主義の階級支配システムは、表1のような抽象レベルでは、どこに分類すべきかという問題がある。筆者は、組織原理が変わらないという理由で「組織資本主義的」社会構成体に含めたい。したがって、危機の類型に関しても表1のそれに変化はない。ただし、より具体的なレベルでのシステムの構成要素は1970年代までの福祉国家（あるいは社会国家）の時代とは異なる。1970年代までの組織資本主義がナショナルな枠組みで国家が市民社会の資本賃労働関係に介入するという意味でナショナル資本主義に基づく階級支配システムと呼べるとすれば、1980年代の移行期を経て1990年代以降の組織資本主義は、グローバルな枠組みの諸国家連合が多国籍企業とともにWTOなどを通じてこんどは福祉国家を破壊する方向で市民社会の資本賃労働関係に再介入するという意味で、グローバル資本主義に基づく階級支配システムに転換したとしたい。

ここで筆者が強調したいのは、この意味でのナショナル資本主義は、すでに正統性を喪失してしまっていることだ。この点を確認しておくことは、危機打開の方向をナショナル資本主義再建に求めてしまうという錯誤に陥らないために重要である。

表２は、表１の組織資本主義的社会構成体に関する危機分析をより具体化して、1970年代のナショナル資本主義の危機から1990年代以降のグローバル資本主義による解決を経て、さらにすでに2008年の金融危機を経験した今日の21世紀グローバル資本主義に基づく階級支配システムの危機へ至る経路を示す。

表2についても個々の論点についての詳細な説明は差し控える。ここではまず、ナショナル資本主義の正統性喪失の根底に、先述の「討議→信念→規範→制度→構造」の因果連関の動因となる、人類史的な意義を持つ技術変化として、生産過程での制御の自動化を可能にするME/IT(マイクロエレクトロニクス/インフォメーション・テクノロジー)技術革新があったことを付け加えておきたい。（６）人類が長年にわたって生産活動にかかわって試行錯誤と討議を繰り返してきた科学・技術研究の成果であるME/IT技術を用いて生産活動を組織し、その結果を自分たちの生活に役立てる。そんな見通しを阻むものが、各国の国民経済・国民国家の枠組みを固定化するナショナル資本主義に基づく階級支配システムであったとすれば、人類社会のあちこちで「より真理に接近する討議」を繰り返す人々は、ナショナル資本主義を支える信念を失うだろう。ところが、国民経済の枠内での独占・寡占企業と肥大化した公的部門がもたらすスタグフレーションという形で経済活動は停滞し、労働組合や農民組織と財界（資本家団体）との交渉および既成政党間の政党政治からなる政治の仕組みは、そのような経済の仕組みを支え続けていたのである。その意味で、ナショナル資本主義の正統性喪失は、ソ連東欧のポスト資本主義的階級支配システムの正統性喪失とパラレルな現象であった。

表２　ナショナル資本主義の危機からグローバル資本主義による解決を経て、グローバル資本主義に基づく階級支配システムの危機へ

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 危機の類型 | ナショナル資本主義に基づく階級支配システムの危機 | グローバル資本主義による解決 | グローバル資本主義に基づく階級支配システムの危機 |
| システム危機：経済危機 | 寡占経済による過剰蓄積、スタグフレーション。 | ME/IT技術革新を柱に、多国籍企業間競争による寡占経済再編、M&Aによる過剰蓄積処理、多国籍企業による国際分業再編。価格破壊。労働市場の国際化、金融自由化。 | グローバル金融機関を中心とするグローバルな寡占化、寡占間競争による金融不安。2008年に続く世界金融危機の再現可能性。グローバルな経済格差と貧困。地球環境危機の深刻化。 |
| システム危機：合理性の危機 | 公的部門の非効率的肥大化、腐敗、財政赤字。 | ME/IT技術利用、公的部門の分割民営化、緊縮財政。 | タックスヘイブン、ベイルアウト、軍事・治安支出増大による財政赤字。 |
| アイデンティティ危機：正統化の危機 | 労働組合、農民組織、財界と既存政党による代表制の機能不全。 | ポピュリズム政治に支えられた新自由主義・新保守主義政権。グローバル化と民間活力による全人類の福祉増進。 | 全人類の福祉増進を阻む超富裕層の形成。多国籍企業、政府機関の内部告発増加。排外的ナショナリズム利用の増加。 |
| アイデンティティ危機：動機づけの危機 | エリートと大衆の分離、家族を含む伝統的コミュニティ崩壊、私生活主義、政治的無関心層増大。 | グローバルな消費主義、ベンチャー起業からのアメリカン・ドリームの拡散。 | 2011年のアラブ革命、オキュパイ運動など世界的抗議運動。WHOが世界的自殺増加を報告、IS自爆テロの拡散。 |

〔資料出所〕筆者作成。

＜グローバル資本主義の正統性＞

　表２の「グローバル資本主義による解決」欄は、人類の大多数が、人類社会のあちこちで「より真理に接近する討議」を繰り返しつつ、多国籍企業資本のもとにある新技術を用いて人類社会規模の社会的分業によって生産力を組織するやり方の中に、全人類の福祉増進に役立つものがあるという信念を形成し、多国籍企業のためのサプライチェーンに組み込まれる生産活動にますます参加し、多国籍企業製品をますます消費することでグローバル経済の仕組みを支え、多国籍企業の存在と成長が正当なものだと認める社会規範を形成し、多国籍企業の便宜をはかる政党を支持して納税や投票などによって政治参加し、多国籍企業の便宜をはかるグローバル政治の仕組みを支えることで、グローバル資本主義に基づく階級支配システムを構築し、正統化する様相を示す。

グローバル資本主義に基づく階級支配の仕組みは、こうして人類全体が従うべき正統なものとみなされ、個々人は、システム内の役割にそって経済的あるいは政治的に行動するようになったわけである。（７）

＜グローバル資本主義に基づく階級支配システムの危機の構図＞

しかしグローバル資本主義への転換による解決は、根本的な解決ではなかった。それはナショナル資本主義の危機の構図をむしろグローバルに拡大するものだった。

グローバルになった経済の仕組みの中では、大手多国籍金融機関が主導して寡占経済が形成され、人類社会の多くの部分で投資不足によって経済活動が停滞する一方で、激烈な寡占間競争が展開される部分では、過剰投資によってバブル経済が展開した。2008年にはついにグローバルな金融危機となり、主要諸国政府の大手民間多国籍金融機関に対するベイルアウト(公的資金注入)によってかろうじて世界恐慌が回避された。それ以後も、金融危機再現によって人類社会全体の経済活動が大混乱に陥れられるリスクは高い。つまり、多国籍企業が主導する経済の仕組みのもとでは、人類社会全体が技術革新の成果を用いて、それを生活に役立たせるべく、経済活動を組織していく見通しが立たなくなりつつある。そのような経済活動への見通しは、多国籍企業の投資を惹きつけないことが明らかな地域や部門ではますます絶望的になっている。そしてグローバルな経済格差が広がり、絶対的貧困も解決できないことが明らかになる。（8）

　2008年金融恐慌の際の主要諸国政府によるベイルアウトのように、このような経済の仕組みを支えるために欧米日政府が足並みをそろえたグローバルな国家介入は、経済危機を乗り切る手段にはなったものの、こんどは、行政システムの合理性を危機に陥れた。行政システムの存在理由が国民のためであるにもかかわらず、「大きすぎてつぶせない（Too big to fail）」というだけの理由で大手金融機関だけを特別扱いして公的資金を用いて救済するのは不公平であった。それだけでなく、最悪の場合は倒産という制裁があることで、プレイヤーに対して自己責任原則を強制するのが、資本主義のゲームのルールであり、制度を支える規範であるにもかかわらず、大手であるがゆえに倒産はありえないということになれば、自己責任原則が崩壊するというモラルハザードが起こる。資本主義にモラルハザードを引き起こす行政システムは、合理的ではない。（９）

いうまでもなく、巨額の財政資金を使うベイルアウトが「緊縮財政」の掛け声にもかかわらず、多国籍企業の安全保障と振興のための軍事・治安支出や各種補助金その他の財政支出によってますます財政赤字が深刻化する国家財政を危機に陥れることになる。しかも、多国籍金融機関と多国籍企業とはタックスヘイブンを用いて、グローバルな合法的脱税システムを作り上げており、度重なる内部告発や対策協議にもかかわらず、実効的なタックスヘイブン対策の見通しは立っていない。つまり、欧米日の国民国家の行政システムは、多国籍金融機関と多国籍企業が共同して作り上げた「やらずぼったくり」のシステムに対してなすすべがない。（10）

　多国籍企業が中心となる経済の仕組みとそれを支える政治の仕組みが、上述のような経済危機と合理性の危機に陥るのと同じ理由で、人々は、グローバル資本主義に基づく階級支配システムが正当だとして支える信念を失っていく。人類社会のあちこちでの「より真理に接近する討議」によって、多国籍企業中心の経済の仕組みが、人類の遺産である技術革新の成果を活用する生産活動の組織化にも、その成果を人類の福祉増進に役立てることにもつながらないのではいかという信念が形成されてくる。同時に、そのような経済の仕組みを支える行政システムへの不信も増大する。ナショナル資本主義に基づく階級支配システムの形をとる組織資本主義的社会構成体の危機を乗り切ってきたグローバル資本に基づく階級支配システムの正統性が危機に陥るのである。

　「討議→信念→規範→制度→構造」という因果連関の中で、システムを構成する「制度→構造」の部分が、明らかにその原因となる「討議→信念→規範」と食い違ってきている。だが、新しい制度や構造の構想につながるような討議も行われず、いまだ信念も規範も形成されていないとすれば、そこには、旧来のシステムは維持されたまま、「歪められた討議→混乱した信念→無規範(アノミー)」が見出されることになるだろう。（11）

表２に示した、正統化の危機と動機づけの危機からなるアイデンティティ危機の諸項目は、そのようなグローバルな混乱を示すものだ。そこには、システムの問題性を告発してシステム転換への討議を求める動き（内部告発、直接民主主義的な社会運動）と、絶望のあまり、討議そのものまでも拒否する動き(排外的ナショナリズム、テロ、自殺)とが混在している。（12）

　とはいえ、「より真理に接近する討議」が人類史を貫く根本的な動因だとする立場に立つならば、グローバル資本主義に基づく階級支配システム正統化の危機の構図の柱は、全人類の生活改善すなわち福祉向上を求める人類社会の規範に対して、その求めとは違う方向に走り続けている多国籍金融機関を中心とするグローバルな経済の仕組みとそれを支えるグローバルな政治（行政）の仕組みとの対立、ということになる。

＜本稿の課題と構成＞

本稿では、このような今日の人類社会を覆う階級支配システム全体の危機の構図の中で、多国籍金融機関の中でも多国籍企業のためにタックスヘイブンを活用して急成長をとげたグローバル・プライベイト・バンクと呼ばれる多国籍銀行において、各行とも毎年数件の有罪が確定するほど異様に企業犯罪が頻発している―それは大手多国籍銀行の犯罪組織化といってもいいほどである―という事実がもつ歴史的意義について、若干の資料に基づいて考察する。（13）

以下、第Ⅱ章で大手グローバル・プライベイト・バンクが多国籍企業集団の中枢金融機関であることを明確にしたうえで、それに関する犯罪統計を紹介し、併せてそのような調査を行った公正な課税を求める運動の側の処方箋についても簡単に紹介する。第Ⅲ章では、多国籍企業コンサルタント会社の報告書に基づいて、多国籍企業側の犯罪認識を紹介し、そこに貫かれる資本間競争の論理を指摘する。第Ⅳ章では、多国籍企業犯罪に対して強烈な危機意識を持ち、対処できる法制度を求める法学者の議論を紹介し、それがハーバーマスの正統化危機認識と重なるものであることを指摘する。

最後に第Ⅴ章では、多国籍企業犯罪に取り組む論者たちが共通して、グローバル資本主義が深刻な正統化危機に直面していると認識していることを確認する。また、そのような取り組みの中で、支配階級の姿と階級支配の仕組みが明らかにされつつあることは、危機打開への第一歩であることを指摘する。同時に、危機打開への処方箋に共通してみられる多国籍企業規制権力としての国民国家への期待が危機打開への限界となっていることも指摘する。それにもかかわらず、人類社会規模の討議と規範形成に促されるかのように、主に国連をめぐる場で、いわゆるラギー原則、革新的資金調達メカニズム、責任投資原則など、多国籍企業規制の動きは活発化しており、そのような模索を検討することで、多国籍企業規制権力形成の条件を探ることが次の課題となることを指摘したい。

**Ⅱ　多国籍企業集団中枢銀行の犯罪組織化―J.S.ヘンリー『多国籍銀行犯罪データベース（1998-2014年）』**

１．多国籍企業集団の支配中枢としての大手グローバル・プライベイト・バンク

＜人類社会の経済活動の主要部分を担う多国籍企業集団＞

2010年、チューリッヒ工科大学の院生によって投資家向けデータベースに収録された2007年の全世界の大手企業の主要株主データを対象に、複雑ネットワーク論に基づくコンピュータ解析が適用され、興味深い事実が明らかになった。株式所有でつながる単一のネットワークからなる、巨大な多国籍企業集団が検出されたのである（Glattefelder (2010), Vitali, et al.(2011)、その紹介を含む岡野内(2017)を参照）。

　その研究によれば、全世界の多国籍企業は、2007年に43,060社であった。検出された巨大な多国籍企業集団は、そのうち15,491社の多国籍企業からなり、その傘下には、さらに株式所有でつながる約40万社の非多国籍企業が構成するさらなるネットワークがあった。この多国籍企業集団を構成する企業数は、全世界の多国籍企業数の約3分の1にすぎない。しかし、事業収益でみれば、この多国籍企業集団は、全多国籍企業合計のほとんどすべて、実に94%を占める。つまり、全世界の大手多国籍企業のほとんどが、まるで複雑な構成をもつ一つの財閥企業集団でもあるかのように、この巨大な企業集団に含まれていた。

＜多国籍企業集団の支配中枢にある大銀行＞

さらにその単一ネットワークを形成する多国籍企業集団内で、株式所有によって完全支配が可能な過半数株所有（株主総会で取締役会の任免権を得ることができる）を指標とする事業収益支配力ランキングを見れば、その上位50社だけで、ネットワーク内企業の全事業収益のほぼ40%(39.78%)を完全支配していることも明らかにされた。つまり、それら50社は、直接間接に相互につながるだけでなく、収益追求で動く資本主義世界経済の主要な担い手となった多国籍企業集団の事業の半分弱を完全支配する、強固な支配中枢となっていたのである。

その上位50社は、4社を除くほとんどが金融機関であった。すなわち、銀行が21社（事業収益支配力合計16.24%）、投資信託が15社（同13.76%）、保険会社が10社、（同4.64%）、その他が4社（同1.73%）であった（Vitali, et al.(2011)：33より筆者算出）。

銀行は、数の面でも事業収益支配力の面でも、首位を占める。収益を目的とする株式・証券投資の仲介事業である投資信託（投資受託機関）の支配力合計が銀行に迫るほどであることは、注目すべきだが、それでも銀行には及ばない。銀行は、他の諸企業に対しては、いわゆる取引銀行として、日常的な企業の取引決済、さらに株式や社債発行の際の信用保証や資金融資の決定を通じても支配力を行使できる。したがって、株式所有に基づいて株主総会での議決権を通じてのみ支配力を行使する他業種の企業株主や年金基金などの機関投資家、あるいは個人株主と比べて、企業に対する銀行の支配力が格段に大きいことは、ヒルファーディングの『金融資本論』（Hilferding (1910=1982)）以来、強調されてきた。（14）

　したがって資本主義的な経済の再生産構造の中で銀行が営む事業の特質に照らしてみれば、個々の銀行が過半数株所有によって完全支配できる企業の事業収益支配力のみでは、実際にはより広範な諸企業に対して取引銀行として持つ銀行の影響力を過小評価してしまうことになる。

＜タックスヘイブンとグローバル・プライベイト・バンク＞

　多国籍企業の発展がタックスヘイブンと呼ばれるほとんど租税負担のない国あるいは地域に設立された子会社が行うさまざまの商品取引や証券投資などの活動の発展と裏腹のものであったことは、すでに多くの研究によって明らかにされている（Shaxson(2011=2012)、Palan, et al.(2010=2013)など）。

　そのようなタックスヘイブンの多国籍企業子会社の取引銀行として、また世界の富裕層を顧客としてグローバルに資金運用を行う金融機関として、20世紀末から急成長を遂げたのが、グローバル・プライベイト・バンクと呼ばれる多国籍銀行であった。そしてここにも、上述の多国籍企業集団中枢の大多国籍銀行が登場する。（15）

　この分野の専門家であるジェイムズ・S・ヘンリーが算出した2014年の資産額でみたグローバル・プライベイト・バンクの上位22行のリストには、先述の2007年の事業収益支配力でみた上位50社に入っている21の銀行のうち、12行が入っている（後出の表３参照）。2007年以降に保険部門を分離して銀行に転身したINGをも含めれば13行になり、2007年データの多国籍企業集団内の事業収益支配力合計は12.69％になる。それらを、事業収益支配力順位の高い順に挙げて、本社所在地、2014年のグローバル・プライベイト・バンク内での資産総額順位とともに示せば、次のようになる。

1位バークレイズ（本社所在地：ロンドン、上位50社内の事業収益支配力順位１：グローバル・プライベイト・バンク内資産額順位５、以下同様）、2位JPモルガン・チェース（ニューヨーク、６：３）、3位UBS（チューリッヒ及びバーゼル、９：15）、4位ドイツ銀行（フランクフルト、12：２）、5位クレディ・スイス（チューリッヒ、14：16）、６位ニューヨーク・メロン銀行（ニューヨーク、16：21）、７位ゴールドマン・サックス（ニューヨーク、18：17）、８位モルガン・スタンレー（ニューヨーク、21：19）、9位ソシエテ・ジェネラル（パリ、24：10）、10位バンク・オブ・アメリカ（ノースカロライナ州シャーロット、25：７）、11位ロイズ（ロンドン、26：14）、12位ING（アムステルダム、41：12）、13位BNPパリバ（パリ、46：４）。

2008年の金融危機によって、2007年の支配力上位50社に入った21銀行のうち、10位のメリルリンチは25位のバンク・オブ・アメリカに買収され、34位のリーマン・ブラザーズは倒産した。したがって、上位50社内の21銀行のうち、2014年のグローバル・プライベイト・バンク上位22社に入っていないのは６行のみであった（17位のフランスのNATIXIS、22位の日本の三菱UFJフィナンシャルグループ、32位のイギリスのシュローダー、37位のフランスのCNCE、43位のイタリアのウニクレーディト・イタリアーノ、48位の日本のりそなホールディングス）。

　逆に2014年のグローバル・プライベイト・バンク資産額上位22行の中では、2007年の支配力上位50社に登場しない銀行は、9行のみである。それらは、1位のHSBC（本社イギリス）、6位のクレディ・アグリコル（フランス）、8位のシティグループ（アメリカ）、9位のロイヤル・バンク・オブ・スコットランドおよびABNアムロ（イギリス/オランダ）、11位のサンタンデール(スペイン)、13位のウェルズ・ファーゴ（アメリカ）、18位のラボバンク(オランダ)、20位のスタンダード・チャータード(イギリス)、22位のジュリアス・ベア（スイス）であり、いずれも著名な大多国籍銀行である。たとえばVitali et al(2011):4 Figure 4（岡野内2017：5、第1図Dに再掲）が、50位以下のアメリカのシティグループ（資産額では8位）、さらに資産額でも22位に入らないアメリカのベア・スターンズやドイツのコメルツバンクを含む、アメリカ、ドイツ、スイスにまたがる巨大多国籍企業集団内の核の中の核のネットワーク（岡野内2017：9）として示したように、これらの大多国籍銀行も、株式所有による巨大ネットワークの一部となっている。

　ヘンリーは、運用資産額（assets under management）で見た2005年と2010年のグローバル・プライベイト・バンク上位50行を示しているが、それによれば、両年末とも運用資産額で見た上位10行が上位50行の運用資産額合計のほぼ半分弱を、続く10行が30%弱を占め、上位20行で70%強を占めるという寡占構造が見られる（Henry（2016）:49-50 table2.1参照）。2005年末の上位10行は、1位UBS、2位クレディ・スイス、3位シティグループ、4位JPモルガン・チェース、5位HSBC、6位ドイツ銀行、7位ゴールドマン・サックス、8位モルガン・スタンレー/SSB、9位BNPパリバ、10位ABNアムロ、そして金融危機後の2010年末の上位10行は、1位UBS、2位クレディ・スイス、3位ドイツ銀行、4位バンク・オブ・アメリカ、5位モルガン・スタンレー/SSB、6位BNPパリバ、7位JPモルガン・チェース、8位HSBC、9位ピクテ銀行、10位バークレイズ銀行となっており、総資産額でみた上位22行の大銀行ばかりで、22位に入っていないのは、2010年の9位に登場する富裕層の資産運用で有名な老舗のプライベイト・バンクであるスイスのピクテ銀行のみである。（16）

２．ヘンリーの多国籍銀行犯罪テータベース

表３　グローバル・プライベイト・バンク資産額上位22行の企業犯罪、1998-2014年

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 銀行名：本社所在地  （巨大ネットワーク内支配力50位以内の順位／支配力％）注１ | 2000年末資産額(10億ドル) | 2014年第3四半期末資産額(10億ドル) | 2000-14年の資産額伸び率  (％) | 犯罪の種類数(全14種類)注２ | 犯罪事件数  [順位] | 制裁金支払額(10億ドル  )注３[順位] | 制裁金支払額の対資産額比率2014年(％) | 2005年6月運用資産額(10億ドル)  [上位50行内順位]注４ | 2010年12月運用資産額(10億ドル)  [上位50行内順位]注４ |
| HSBC：ロンドン（－／－） | 674 | 2,729 | 405 | 11 | 28  [11] | 5.17  [11] | 0.19 | 183.0  [5] | 390.0  [8] |
| ドイツ銀行Deutche Bank：フランクフルト・アム・マイン（12／0.84） | 875 | 2,168 | 248 | 8 | 40  [8] | 6.93  [7] | 0.32 | 180.9  [6] | 367.5  [3] |
| JPモルガン・チェースJPMorgan Chase：ニューヨーク（６／1.53） | 715 | 2,527 | 353 | 13 | 68  [３] | 39.09  [2] | 1.55 | 187.0  [4] | 284.0  [7] |
| BNPパリバBNP Paribas：パリ（46／0.31） | 640 | 2,624 | 410 | 7 | 9  [13] | 9.20  [6] | 0.35 | 158.0  [9] | 338.0  [6] |
| バークレイズBarclays：ロンドン（１／4.05） | 473 | 2,218 | 469 | 10 | 22  [12] | 3.69  [14] | 0.17 | 135.3  [13] | 238.3  [10] |
| クレディ・アグリコルCredit Agricole：フランスのモンルージュ（－／―） | 477 | 2,196 | 460 | 9 | 9  [13] | 0.21  [-] | 0.01 | 114.1  [16] | 171.0  [12] |
| バンク・オブ・アメリカBank of America：ノースカロライナ州シャーロット（25／0.53） | 642 | 2,124 | 331 | 12 | 97  [１] | 72.70  [1] | 3.42 | 108.5  [19] | 643.9  [4] |
| シティグループCitigroup:ニューヨーク  （－／―） | 902 | 1,883 | 209 | 13 | 69  [２] | 24.01  [3] | 1.28 | 293.7  [3] | 35.0  (2009年末)  [37] |
| ロイヤル・バンク・オブ・スコットランドおよびABNアムロ、RBS/ABN Amro：エディンバラ/アムステルダム（－／―） | 480 | 1,699 | 354 | 10 | 41  [7] | 6.70  [9] | 0.40 | 150.8  [10]  (ABN Amro)  41.3  [36]  (RBS/Coutts) | 218.4  [15] (ABN Amro)  44.7  [33]  (RBS/Coutts) |
| ソシエテ・ジェネラルSoc Gen：パリ（24／0.54） | 429 | 1,638 | 382 | 8 | 8  [14] | 0.74  [23] | 0.05 | 66.3  [27] | 112.5  [21] |
| サンタンデールSantander：マドリード（―／―） | 154 | 1,574 | 1022 | 5 | 5  [16] | 0.88  [21] | 0.06 | 111,4  [18] | 131.8  (2009年末)  [19] |
| ING：アムステルダム（41／0.33） | 580 | 1,257 | 217 | 5 | 5  [16] | 0.66  [-] | 0.05 | 56.8  [30] | 86.5  (2009年末)  [26] |
| ウェルズ・ファーゴWells Fargo：サンフランシスコ（―／―） | 272 | 1,637 | 601 | 10 | 46  [6] | 10.46  [5] | 0.64 | 78.0  [24] | 187.3  (2009年末)  [16] |
| ロイズLloyds：ロンドン（26／0.51） | 338 | 1,391 | 412 | 7 | 8  [14] | 6.35  [10] | 0.46 | 17.9  [47] | 30.1  (2009年末)  [40] |
| UBS：チューリッヒ（９／1.21） | 674 | 1,103 | 164 | 12 | 50  [5] | 13.82  [4] | 1.27 | 1,349.2  [1] | 1,789.0  [1] |
| クレディ・スイスCredit Suisse：チューリッヒ（14／0.82） | 399 | 999 | 250 | 10 | 35  [9] | 6.76  [8] | 0.68 | 469.2  [2] | 932.9  [2] |
| ゴールドマン・サックスGoldman Sachs：ニューヨーク（18／0.66） | 290 | 869 | 300 | 10 | 33  [10] | 4.64  [12] | 0.53 | 166.0  [7] | 840.0  [11] |
| ラボバンクRabobank：ユトレヒト（―／―） | 340 | 858 | 252 | 5 | 6  [15] | 2.13  [17] | 0.25 | n.a. | n.a. |
| モルガン・スタンレーMorgan Stanley：ニューヨーク（21／0.64） | 427 | 815 | 191 | 11 | 60  [４] | 4.26  [13] | 0.52 | 165.0  [8] | 297.0  [5] |
| スタンダード・チャータードStandard Chartered：ロンドン（―／―） | 103 | 690 | 671 | 6 | 6  [15] | 0.77  [22] | 0.07 | 21.8  [45] | 46.0  [38] |
| バンク・オブ・ニューヨーク・メロンBNY/Mellon：ニューヨーク（16／0.72） | 100 | 386 | 386 | 8 | 8  [14] | 0.38  [-] | 0.10 | 82.6  [23] | 166.0  [27] |
| ジュリアス・ベアJulius Baer：チューリッヒ（―／―） | 12 | 83 | 699 | 2 | 2  [17] | 0.08  [-] | 0.10 | 46.8  [34] | 181.0  [17] |
| 合計（／12.69） | 9,996 | 33,467 | 335  (年率9.7％) | 14 | 655(平均30、各行年平均2) | 219.63  （平均10.0） | 0.66 |  |  |

［資料出所］Henry (2016):49-50 Table2.1, 57-58 Table 2.2, 67 Figure2.8, 70 Table2.7 およびVitali, et al,(2011):33によって筆者作成。

［注］

１　Vitali, et al,(2011):33にリストアップされた世界の全多国籍企業の事業収益の94％を支配する巨大ネットワーク内での過半数株所有による支配力ランキング上位50社の順位および支配力のパーセンテージ。支配力パーセンテージはVitali, et.al.(2011)の原表にはなく、そこから筆者が計算したもので、岡野内（2017）：10-15にも掲げてある。50位以下の会社は、―で示した。また合計欄では順位は空欄にして、上位50社に入る銀行の支配力のみ算出して示した。

２　全14種類の犯罪は、22行内での発生率とともにその高い順に、挙げれば、以下の通り。①100%：富裕な顧客や法人向けの脱税の手助け。②95%：金利の不正操作（特にLIBOR[ロンドン銀行間取引金利]やクレジットカードへの金利）。③86%：麻薬カルテルや武器業者、詐欺師、その他犯罪者のためのマネーロンダリング（資金洗浄）。④82%：不動産担保（モーゲージ）証券やモーゲージCDO（債務担保証券）による年金基金や投資家への詐欺。⑤59%：インサイダー取引や市場操作、ローグ・トレーディングを含む不法な証券取引。⑥50%：アメリカや国連による経済制裁措置への系統的違反（対象国：ビルマ、キューバ、イラン、リビア、北朝鮮、セルビア、スーダン、ジンバブウェ）。⑦45%：不法な譲渡抵当受け戻し権喪失（抵当物差し押さえ）。⑧41%：外国為替およびデリバティブ市場での不正操作。⑨32%：米国地方債市場での不正操作。⑩23%：法人証券による詐欺。⑪23%：公務員や地方債発行者、年金基金管理者への贈賄。⑫18%：金やその他希少金属、電力、食品などの商品市場での不正操作。⑬14%：貸付の際の人種差別。⑭5%：クレジットカードあるいは「債務返済補償保険（PPI）」詐欺。

３　制裁金(penalties)は、罰金(fine)、損害賠償(restitution)、未払い利息(back interest)、不当利得の吐き出し（disgorgement）、示談金( private settlement)の合計額。制裁金支払額ランキング上位23社に入らない銀行は、－で示した。資産規模23位以下の銀行で制裁金支払額ランキング上位に入る銀行は、以下の通り。15位CIBC,　16位Suntrust,　18位AIG, 19位GM/Ally、20位US　BancorpおよびPNC（制裁金支払い同額が二行）,　22位State Street Bk（同上）、23位Commerzbank（同上）である。

４　総資産額上位22行に入っていない銀行で、運用資産額でみた上位22行に入っている銀行は次の通り。2005年：11位ピクテ銀行（Pictet）[スイス]、12位バンク・レウミ（Bank Leumi）[イスラエル]、14位ロンバー・オディエ（Lombard Odier）[スイス]、17位ノーザン・トラスト（Northren Trust）[アメリカ、シカゴ]、22位KBC/KBL[ベルギー/ルクセンブルク]。　2010年：9位Pictet、14位Bank Leumi、18位Northren Trust、20位Lombard Odier、22位EFG Intl[スイス]。

図１　グローバル・プライベイト・バンク資産額上位22行全体の業績と制裁金支払総額の推移、1998-2014年

（単位：EBITDAおよび制裁金支払額＝10億$、利益率および制裁金率＝‰）

［資料出所］Henry 2016:72 Figure2.11；75 Figure2.14によって筆者作成。

［備考］利益率は、自己資本簿価に対するEBITDAの比率。制裁金率は、自己資本簿価に対する制裁金支払い額の比率。

＜グローバル・プライベイト・バンク上位22社の犯罪統計＞

　これまでの大多国籍銀行の犯罪に関する報道や研究は、個々の事件には注目しても、多国籍企業集団の中枢にある金融機関集団、とりわけタックスヘイブンとともに急成長してきたグローバル・プライベイト・バンクの企業犯罪の全体像を、時系列の変化とともに示したことはなかった。そこで、世界35ヵ国の51の規制機関、摘発された銀行各社のプレスリリースや公表資料、そして報道記事などをもとにヘンリー氏が作成したのが、『多国籍銀行犯罪データベース（1998-2014年）』である（Henry 2016:56）。

ヘンリー氏は、多国籍企業向けの戦略コンサルティング会社での勤務経験をもつアメリカの弁護士でありジャーナリストである。（17）彼は、巨大多国籍金融機関の社会的責任やタックスヘイブン問題を追及する公正課税運動を推進する立場からの論文集に寄稿した論文（Henry 2016）で、このデータベースを用いている。

表３は、そのヘンリー論文をもとに、1998～2014年の16年間について、2014年第3四半期末までのグローバル・プライベイト・バンク資産額上位22行が関与し、有罪が確定した企業犯罪を示すものだ。（18）

＜グローバル・プライベイト・バンクの急成長と犯罪＞

まず表３の合計欄によって、20世紀末から15年間のこの業界の異様な急成長ぶりとそれに伴う異様な犯罪の多発を確認しておこう。上位22行平均で2000₋2014年の資産額伸び率が335%、年率9.7%となっている。その間にこれらの銀行の犯行であることが確定した全14種類の犯罪事件数は665件であり、1行平均30件、各行年平均2件ということになる。これらの犯罪の結果としての制裁金支払額（民事と刑事の制裁金の合計）は2,196億3千万ドル、各行平均100億ドル（約１兆円）という巨額なものとなる。しかし、それを2014年の資産額に対する比率で見れば、実に平均0.66%にすぎない。表３には記していないが、それは実質キャッシュフローに対する比率でみても、平均6.2％にすぎず、犯罪件数上位の４行を除けば、すべて５%以下になるという（Henry(2016): 69）。

　ヘンリーはこのような①制裁金支払額の実質的な低さとともに、②制裁金支払が確定するまでに数年以上の時間がかかるためにすでに、犯行を指示した銀行の役員は制裁金支払を考慮しない業績に応じた巨額の報酬をもらって退職あるいは転職してしまっていること、そして、これだけの犯罪を指示しておきながら、③これら上位22行の経営に責任を持つ役員はだれも逮捕されて拘置所送りになっていない、つまり「大きすぎてつぶせないし捕まえられない（too-big-to-fail-or-jail）」状態になっていることを挙げて、この業界への規制の弱さを結論づけている（Henry(2016)：69₋75）。（19）

　次に、個々の銀行についてみておこう。犯罪的銀行の1位は、バンク・オブ・アメリカである。犯罪事件数97件、制裁金支払額727億ドルで、他行を大きく抜いている。2位は、制裁金支払額2位391億ドルのJPモルガン・チェースであろう。同行は、犯罪件数では68件で、69件のシティグループよりわずかに少ない。3位は、そのシティグループである。犯罪件数では2位だが、制裁金支払額は241億ドルと2位のJPモルガン・チェースよりかなり低いが、制裁金支払額4位のUBSよりは各段に多い。以上のいわばメダル級の犯罪的銀行はいずれもアメリカの多国籍銀行であるが、富裕層向けのみでなく、大規模に大衆的な事業展開をしているため、犯罪としての告発につながりやすかったとも考えられる。

それ以下の諸行については、欧米系の銀行も入ってくる。犯罪件数では、4位モルガン・スタンレー60件、5位UBS50件、6位ウェルズ・ファーゴ46件、7位ロイヤル・バンク・オブ・スコットランドおよびABNアムロ41件、8位ドイツ銀行40件、9位クレディ・スイス35件、10位ゴールドマン・サックス33件となる。

制裁金支払額で見れば、4位UBS138億ドル、5位ウェルズ・ファーゴ105億ドル、6位BNPパリバ92億ドル、7位ドイツ銀行69億ドル、8位クレディ・スイス68億ドル、9位ロイヤル・バンク・オブ・スコットランドおよびABNアムロ67億ドル、10位ロイズ63億ドルとなり、若干前後しながらほぼ同じ顔触れとなる。ヘンリーは、これに11位のHSBC、12位のゴールドマン・サックスまで含めた12行が、23位以下の銀行も含む1998~2014年の全制裁金支払額合計2460億ドルの84％にあたる2054億ドルを占めているとして、「汚い12行（ “dirty dozen” banks）」と呼んでいる（Henry(2016)：68）。

ヘンリーは、「これらの銀行はマージナルな機関ではない」という。HSBCは2014年の資産規模でみた世界最大の銀行、JPモルガン・チェース、ウェルズ・ファーゴ、シティバンク、そしてバンク・オブ・アメリカは、アメリカのトップ4行であり、この4行の2014年第三四半期の「資産合計額は8兆３千億ドルで、全米6,656金融機関の総資産額の半分以上を占める」（Henry(2016)：64）という。そして、これらのグローバル・プライベイト・バンク上位「22行の総資産合計額は、アメリカの銀行システム全体の総資産合計額の2倍以上になる」（Ibid.）としている。

資産額トップ22行は、犯罪件数でみても制裁金支払額でみてもトップ10行のうち7行は、巨大多国籍企業集団内での支配力ランキング50位以内に入る多国籍企業集団中枢金融機関であり、シティグループ、ウェルズ・ファーゴ、ロイヤル・バンク・オブ・スコットランドおよびABNアムロの３行のみが、支配力50位以下となっている。多国籍企業集団中枢金融機関のグローバル・プライベイト・バンクは、犯罪にも旺盛に関与しているのである。

＜多国籍企業集団全体の犯罪組織化＞

常時犯罪を行う者を常習犯と言い、二度以上繰り返された犯罪は累犯と言うが、日本の刑法ではいずれも刑の加重事由とされる。2000年11月の国連総会で採択され、同年に日本政府も署名した「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」は、それに伴う国内法の改正での「共謀罪」規定のあいまいさが問題となって2017年になってようやく国内法改正を経て批准されたが、その第二条（a）は、「『組織的な犯罪集団』とは、三人以上の者から成る組織された集団であって、一定の期間存在し、かつ、金銭的利益その他の物質的利益を直接又は間接に得るため一又は二以上の重大な犯罪又はこの条約に従って定められる犯罪を行うことを目的として一体として行動するものをいう」としている（外務省のサイト（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty156\_7a.pdf　：2018年12月1日取得）より）。これら巨大銀行は、すでにこの条約でいう「組織的な犯罪集団」になっていると言っても過言ではない。

暴力団が関与して設立し、支配力を行使する会社は、「企業舎弟」、「フロント企業（front organizations）」などと呼ばれるが、日本の警察庁は「暴力団関係企業」と呼び、「暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業」と定義して、暴力団対策の対象としている（警察庁「組織犯罪対策要綱」（平成26年8月）：５（警察庁サイト：https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/kikakubunseki.html：2019年4月1日閲覧）。その企業じたいが、犯罪行為を行わなくても、そのような企業は、暴力団という組織犯罪集団の一部をなすものとみなされているのである。この意味で、ヘンリーによる調査結果は、親分である多国籍銀行のみならず、多国籍企業集団全体の犯罪組織化を示す深刻なものと言わねばならない。

＜大手多国籍銀行による犯罪の特徴＞

　では、これらの民間多国籍銀行が恒常的に行う犯罪とは、どのような犯罪か。表３の注に示したように、顧客の脱税ほう助、不正な利率操作、犯罪組織のための資金洗浄（マネーロンダリング）、顧客相手の種々の詐欺、証券などの不正取引、経済制裁違反、贈賄、顧客への人種差別など、それは14種類に分類されており、有罪確定した犯罪数もほぼこの順番となっている。

22行すべてが関与した犯罪は、脱税ほう助であり、マネーロンダリングと詐欺もほとんどすべての銀行が関与している。

しかし、制裁金支払額では、詐欺が圧倒的であり、ヘンリーは、銀行の活動のカテゴリーとして23位以下の銀行も含む1998~2014年の全制裁金支払額合計2460億ドルの内訳と関連付けて、次のような4つの犯罪分類も示している（Henry(2016):68）。

１　顧客をだます：2,025億ドル、制裁金支払額合計の82%。顧客への金融商品販売にあたって行われる直接的詐欺、不正取引やインサイダー取引や贈賄など、銀行の不法な事業活動を顧客に隠す間接的詐欺。

　　２　顧客がだますのを助ける：300億ドル、同11%。脱税や粉飾決算のほう助。マネーロンダリング、経済制裁違反。

　　３　顧客差別への罰金：30億ドル、同１％。マイノリティ、女性、障がい者に対する不法な差別。

　　４　管理ミスへの罰金：200億ドル、同７％。ITシステム管理や記録義務違反、記帳の過失、顧客データ流出。

ヘンリーは、HSBCの宣伝文句をもじって、「今、私たちは、客をだまし、客をだますのを助け、嫌いな人を傷つけ、管理ミスで高給をもらいます」と揶揄し、とりわけ顧客への詐欺の比率が高いことから、これらの銀行はもはや「信頼に値するものではない」と結論づけている（Ibid.）。

筆者は、これらの銀行の顧客が、先述のように一般的には少なくとも資産1億円以上の富裕層であることに注目したい。上記カテゴリー３の差別犯罪は、これらの銀行が顧客の資産評価をするにあたって、採算が合うだけの富裕層かどうかの見極めの際のトラブルかもしれない。欧米諸国では、エスニシティ、性別、障がいの有無などへの差別はたいてい不法であり、合法的な階級差別のための顧客の査定にあたって、不法な差別と抵触したものと考えられる。

さらに、図１から明らかなように、制裁金支払額が急増するのは、2008年金融危機以後であることから、カテゴリー１の顧客への詐欺は、金融危機にあたって損失を追わせられた一部富裕層によるこれらの大銀行への告発の結果だと考えていいだろう。カテゴリー２の顧客との共犯ないし共同不法行為こそがこれらの大銀行の基本的役割であるにしても、金融危機にあたって過剰資本が破壊される際の損失の押し付けが、大銀行への詐欺告発と制裁金支払額の急増として現れるのではないだろうか。

＜脱税ほう助、資金洗浄＞

　22行すべてが顧客の脱税ほう助を行っているということは、これらの銀行が、顧客の脱税を援助するための機関となっていることを示している。そもそもグローバル・プライベイト・バンクが、タックスヘイブンと呼ばれる税金のかからない国に設立した子会社を利用して節税を行う金融操作を提供する機関として発達してきたことを思えば、それは不思議ではない。合法的な節税の一線を越えることが、すでに常態となっているのである。(20)

マネーロンダリングの手法は、このような節税のための国際的金融操作を利用して、マフィア、ギャング、暴力団などの犯罪組織や犯罪者の資金の行方をくらますことだ。顧客がたまたま犯罪組織や犯罪者だった場合の脱税ほう助がマネーロンダリングとされるといってもいいだろう。

＜詐欺＞

　不正な利率操作、顧客相手の種々の詐欺、証券などの不正取引は、脱税ほう助やマネーロンダリングとは異なり、顧客のもうけを援助するのではなく、顧客をだましてお金を巻き上げ、銀行のもうけとするものだ。したがって、これらの犯罪は、近代市民社会の社会規範の根本原則として日本の民法（第1条第2項）を含む多くの国々の民法典が規定する「信義誠実」の原則に反する行為である。グローバル資本主義の経済システムの中枢が、このような犯罪行為を繰り返す犯罪組織となっているということは、市民社会としての秩序維持の観点からは、深刻な事態であると言わねばならない。

　しかし、先述のように顧客に対する詐欺行為は、制裁金支払額では、圧倒的多数を占めている。すなわち、22行内の発生率82%の「不動産担保（モーゲージ）証券やモーゲージCDO（債務担保証券）による年金基金や投資家への詐欺」が制裁金支払額1位で、1,272億ドル（23位以下の銀行分も含む）、2,196億ドル（23位以下を含めれば2,460億ドル）の制裁金合計の半分以上を占める。2位(22行内の発生率23%)は、「投資家にエンロン関連証券を勧める」類の「法人証券による詐欺」であり327億ドル（23位以下も含む）、1位のモーゲージ関連詐欺の3倍弱の大きさである。ちなみに、犯罪件数でも制裁金支払額でも1位のバンク・オブ・アメリカをヘンリーは「モーゲージ証券詐欺の世界的リーダー」（Henry(2016):68）と呼んでいる。

＜繰り返されるローグ・トレーディングとその意味＞

　もっとも、証券などの不正取引の中でも「ローグ・トレーディング」と呼ばれるものは、トレーダーとなった従業員が、会社を欺く秘密口座等を用いて損失を隠しながら、会社のお金を用いて取引を続け、ついには会社に巨額の損失を与えたことが発覚するというものだ。

したがって、それは、銀行の顧客をだますのではなく、銀行業を営む会社をだます従業員の犯罪であり、直接の被害者は会社である。1995年、200年以上の歴史を持つイギリスの投資銀行ベアリングズは、これによって倒産した（21）。

しかしながら、単なる会社のお金の使い込みとは異なり、ローグ・トレーディングの場合、従業員は会社の業績を上げるために会社をだますのである。ベアリングズの場合のように、損失を隠した取引によって会社は巨額の利益を出し、そのトレーダーのみならず、取締役会も含めて、巨額のボーナスを手にしている。証券取引の世界は、ゼロサムゲームなので、証券市場でのだれかのもうけは、だれかの損失である。一時的にもうけた会社も、最終的に損失を出せば、その損失はほかの会社あるいは市場参加者のもうけになっている。つまり、ローグ・トレーダーは、会社に損失を与え、自らも犯罪者として罪を問われるが、証券市場に対しては、取引額を増やすことで市場の発展に貢献したことになる。

ベアリングズの破産によって、ローグ・トレーダーを出さないような会社内外の規制が強化されるようになったとされているにもかかわらず、それ以後の時期のこのデータベースでは、ほとんどの銀行がローグ・トレーダーを出している。（22）ということは、脱税ほう助や詐欺行為がすでに常態化しているように、ローグ・トレーダーの存在じたいも、すでに民間多国籍銀行の業務の中に組み込まれてしまっているということにならないだろうか。儲かっている間は見て見ぬふりをしてその儲けを享受しながら、隠しきれないほどの損失を出した場合だけ、その従業員が責任をとらされて罪を被る。ローグ・トレーダーを常態化する仕組みは、むしろ従業員にとって酷なものと言わざるを得ない。

＜経済制裁違反と贈賄＞

　経済制裁違反については、それが脱税ほう助と同じく、激しい競争的環境にあるこの業界の中での、国民国家の規制をすり抜けたグローバルな事業展開の拡大に伴うものと考えていいだろう。制裁金支払額の内訳で3位（22行内の発生率50%）は、「アメリカや国連による経済制裁措置への系統的違反（対象国：ビルマ、キューバ、イラン、リビア、北朝鮮、セルビア、スーダン、ジンバブウェ）」である。ヘンリーは、「特にBNP、HSBC、クレディ・スイスなど、主にヨーロッパの銀行」によるものとしているが、それはアメリカ系銀行との競争を反映するものかもしれない。

　繰り返し行われる贈賄は、企業から見れば、処罰されるリスクをあえて取って、国民国家の官僚機構を不法に利用するコストを払っても十分に魅力的な、不法だが巨大な事業の存在を示すと考えていいだろう。国民国家の官僚機構のポストにある人びとから見れば、収賄によって罰せられるリスクをあえてとっても、企業に便宜を図ることで十分に魅力的な利益が得られることを示す。つまり、贈賄の常習企業は、国民国家の官僚機構の給与水準をはるかに超えるお金の動く事業を行っており、賄賂部分を微細なコストで処理できるのである。その点では、贈賄として摘発され、有罪になっていることのほうが、むしろ注目される。それは、官僚機構で働く人々の内部で、さらに官僚機構の外部の国民からの監視の目と、金銭的利害を超える倫理的動機が高まっていることを示すものかもしれない。

＜金融危機後の納税額をしのぐ制裁金支払額の急増＞

　図１は、これら22行の事業利益と制裁金支払額の推移を合計額で比較したものだ。

金融恐慌以降、世論の批判を受けて取締りが強められ、制裁金支払額が急増しており、それにしたがって事業利益に対する比率も上昇している。

ヘンリーは、これらの大銀行の制裁金支払額が、納税額よりも明らかに多くなってきたことに注目している。すなわち、2013年の上位22行のみの制裁金支払額合計は870億ドルであったが、同じ年のアメリカ連邦政府への法人所得税（corporate income tax）納税額は2,740億ドル、うち銀行および保険会社の合計額は970臆ドルだった。したがって、銀行について言えば、「合法活動に課税するよりも、大銀行の非合法活動を取り締まるほうが、政府収入の増加に貢献できる」（Henry(2016): 65）というのである。

　とはいえヘンリーは、大銀行への課税に替えて非合法活動取り締まりによる税源確保を主張しているのでは決してない。彼の論文の論旨はむしろ、1980年代以来のOECD諸国での法人税最高税率の引き下げ競争によって、制裁金支払額程度にまで減ってしまった法人所得税収入に替わる新しい課税方法を提案し、急成長したグローバル・プライベイト・バンクをはじめとする多国籍企業収益への課税を一挙に実現することにある。彼の処方箋は、合法的なタックスヘイブンの存在の不当性を見据えた、よりグローバルなものだ。

＜ヘンリーの処方箋―世界の富裕層の匿名金融資産への課税＞

ヘンリーの調査によれば、世界のグローバル・プライベイト・バンクの運用資産額は、上位50行の合計で、2005年6月で5兆3,913億ドル、2009年12月で8兆501億ドル、2010年12月で12兆664億ドルであった（Henry(2016)：49-50）。この運用資産額は、グローバルエリート層の財産であり、タックスヘイブンで運用される金融資産の大部分を占めるものだと考えていいだろう。

　そこでヘンリーの提案は、グローバル・プライベイト・バンクをはじめ、「ウェルスマネジャー、ヘッジファンド、保険会社」などのもとで運用されるこれらのグローバルエリートの財産に、定率の財産税をかけることだ。徴収は運用資産額に応じて、運用を行う金融機関の本社所在地の政府が行えばいい。したがって、個人所得を把握されることを避けるために複雑な仕組みによって匿名で運用される資産も含めて、確実に徴収できる。ヘンリーは、さしあたり年0.5%を提案しており、その率だと、少なくとも年500~600億ドルがすぐに徴収できるだろうとしている。

**Ⅲ　多国籍企業経営側の犯罪認識―PｗC『経済犯罪実態調査2018年』**

＜『経済犯罪実態調査2018年』＞

　先述のように、全世界の多国籍企業を対象とする犯罪統計はない。しかし、それ自体がロンドンに本社を置く多国籍企業であり、会計監査やコンサルティングなどのサービスを顧客の大企業向けに提供するプライスウォーターハウスクーパース（PwC）社は、2001年から2年ごとに全世界の大手企業数千社へのアンケート調査をもとに、『グローバル経済犯罪及び詐欺実態調査（*Global Economic Crime and Fraud Survey*：邦訳名「経済犯罪実態調査」）』を公表している。それは、調査方法や調査対象の詳細が公開されていない点で厳密な社会調査とは言い難い。だが、PwC 社の事業活動の性質上、それを多国籍企業経営に関する調査とみなすことが許されるとするならば、今日の多国籍企業からみた企業犯罪観を示すものとして興味深い。（23）

　それは、次のような歴史認識を表明している（PwC（2018＝2018）：2；2）。

今日、不正（fraud）への対応には大きな注目が集まり、中心的なビジネス課題となっている。たまたまあった悪事、コストのかかる迷惑事、単なるコンプライアンス上の問題―不正をこうした単独的事象と見なしていた時代はとうの昔に終わりを告げた。

企業犯罪への世論の注目によって、「不正」（fraudを日本語版はこう訳しているが、詐欺と訳してもいい）対策は、企業経営の「中心的なビジネス課題」となったというのである。この調査が2001年に開始されて以降、対象企業からの経済犯罪報告比率は、過去最高で約半数の49%になっている。（24）

これについて報告書は、「この結果は、世界規模で不正に関する認識が高まっていること、調査回答者が増えたこと、そして、『不正』という言葉の意味がより明確になっていることなど複合的な要因による」（PwC（2018=2018）：5;5）としつつも、報告書の読者として想定された経営者に向かって次のように呼びかけている。「不正や経済犯罪の被害を受けたことがある、と答えた組織はわずか49%。しかし私たちは、この数字がもっと高いはずであることを知っている」（PwC（2018=2018）：2；2）。

表４　PwC調査による業種別の「不正や経済犯罪」の種類別報告頻度、2018年

（単位%）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 業種  犯罪種別 | 小売り・消費(Consumer) | 専門家サービス(Professional Serivices) | 金融(Financial Services) | テクノロジー(Technology) | 工業製品(Industrial Products) | 全業種 |
| 資産の横領(Asset Misappropriation) | 48 | 40 | 41 | 43 | 48 | 45 |
| 贈収賄や汚職(Bribery and Corruption) | 28 | 26 | ― | － | 29 | ― |
| 事業活動に関する不正(Business Misconduct) | 31 | 30 | 31 | 31 | 26 | 28 |
| 財務報告に関わる不正(Accounting Fraud) | － | 32 | － | － | － | ― |
| 購買に関する不正(Procurement Fraud) | － | 28 | － | 23 | 29 | ― |
| マネーロンダリング(Money Laundering) | ― | － | 20 | － | － | ― |
| サイバー犯罪(Cybercrime) | 30 | － | 41 | 39 | 26 | 31 |
| 顧客による不正(Consumer Fraud) | 26 | － | 56 | 26 | － | 29 |

〔備考〕「過去24か月以内に自国で受けた不正や経済犯罪の種類は？」という問いに対する回答。各業種の中での犯罪・不正報告頻度の上位5位（全業種の場合は4位）までのみの数値をあげ、それ以下は－で示した。また、各業種の中で「もっとも致命的な(most disruptive)不正」として挙げられた犯罪については、その数字を48のように、囲みを入れてある。

〔資料出所〕PwC（2018=2018）：8;8によって筆者作成。

　さらに、全業種および業種別で「不正や経済犯罪」の種類別の報告比率も示されている（表４）。全業種で見れば、「資産の横領(Asset Misappropriation)」が45%で1位を占め、2位以下は「サイバー犯罪（Cybercrime）」、「顧客による不正(Consumer Fraud)」、「事業に関する不正(Business Misconduct)」がそれぞれ30%前後となっている。(25)

業種別で見れば、金融業では「顧客による不正」が全被害企業の56%から報告されており、金融部門の企業からもそれが「もっとも致命的（most disruptive）」と認識されていることが注目される。また金融業の被害企業の20%が他の業種では見られないマネーロンダリングを報告していること、さらに他の業種をしのいで41%がサイバー犯罪を報告していることも注目されよう。他の業種では、PwCのような会計事務所・コンサルティングを含む専門家サービス業で、被害企業の32%が「財務報告に関わる不正(Accounting Fraud)」を報告していること、さらにテクノロジー部門の被害企業の39%が「サイバー犯罪」を報告し、しかもその比率は43%にのぼる「資産の横領」よりも若干低いにもかかわらず、サイバー犯罪を「もっとも致命的」と認識していることなどが興味深い。

　『実態調査』はこのような犯罪の行為者について、次のように報告、分析している。（PwC（2018=2018）：11;11）

　　 調査によると、組織内部の不正行為者による経済犯罪の割合がかなり増加(significant increase)している〔46%（2016年）から52%（2018年）〕。また、上級管理職(senior management)による同犯罪の割合も大きく増加(dramatic increase)している〔16%（2016年）から24%（2018年）〕。実際、最も影響額が大きかった不正の行為者が組織内部の人物だったケースは、組織外部の人物だったケースの3倍に上る。

つまり、調査対象となった企業の半数が経済犯罪や詐欺の被害を報告し、さらにその半分は、企業の内部者の犯行であり、その内部者の半分は上級管理職だったというのである。しかも、2年前の調査からみて、組織内部の犯行が増えているだけでなく、上級管理職の犯行は劇的に増加しているというのである。

　また企業組織の外部者の犯行とされているものも、そのうち68%は、その企業の「代理人、業者、共同事業者、顧客(agents, vendors, shared service providers, and customers)」のような「友を装った敵（frenemies）」によるものだという結果を示し、次のようにコメントしている。（PwC（2018=2018）：11;11）

　　しかし、不正に関する企業最大の盲点―そして最大の脅威―が、従業員ではなく、取引先であるケースもしばしばある。すなわち、企業が日ごろビジネス上の関係性（regular and profitable relantionship）を有している第三者―代理人、業者、共同事業者、顧客―である。言い換えると、一定の相互信頼性が見込まれている人や組織が、実際は、その企業に対して不正を働いている（be stealing from the company）可能性もあるということだ。

　さらに『実態調査』は、UNCTADの分類による先進地域(developed territories)と新興(developing)地域および経済移行(transitioning)地域との違いについても、考察し、次のような調査結果を得ている。（PwC（2018=2018）：16-17;16-17）

1. マネーロンダリング防止（AML）に関する取り締まりや査察を過去2年間に受けたことがある「金融機関など多額な資金移動を伴う事業者」は、先進地域が48%であるのに対し、新興および経済移行地域では、58%。
2. 不正防止への投資額が今後2年間以内に大幅に上昇すると答えた企業の比率は、先進地域が9%であるのに対し、新興および経済移行地域では、15%。
3. 組織内部者による経済犯罪のほうが外部者よりも多いと回答した企業の比率は、先進地域が39%であるのに対し、新興および経済移行地域では、59%。
4. 過去2年間に贈収賄や汚職があったと回答した企業の比率は、先進地域が13%であるのに対し、新興および経済移行地域では、32%。
5. 過去12か月以内に贈収賄や汚職のリスク評価をした企業の比率は、先進地域が31%であるのに対し、新興および経済移行地域では、34%。

つまり、いわゆる先進国に比べて、新興および経済移行地域、すなわちいわゆる発展途上国とかつての社会主義国では、マネーロンダリングや贈収賄・汚職といった経済犯罪が多く、しかも組織内部の犯行が多く、したがって不正防止対策の費用の増加が見込まれている（①~④）。

『実態調査』は、発展途上国や旧社会主義国での贈収賄と汚職の報告率が先進国に比べて際立って多いにもかかわらず、企業側のリスク評価は先進国並みにとどまっていることに注目する（④、⑤）。不正防止のための第一歩は、リスク評価であるが、総合的な不正・経済犯罪リスク評価を実施したと答えた企業はわずか54%であり、サイバー犯罪のリスク評価実施企業は半数以下、マネーロンダリング、贈収賄・汚職などの重要分野でのリスク評価を実施した企業も三分の一以下、まったく実施していないと答えた企業も10分の1だったという。（PwC（2018=2018）：9;9）

　上級管理職を含む企業組織内部、そして顧客を含む取引相手や共同事業者など企業組織を取り巻く外部の行為者による経済犯罪や不正行為のグローバルな増加にもかかわらず、企業の多くはそのリスクを認識していない。これが2018年の『実態調査』から得られた結論として強調されている。

　　テクノロジーが飛躍的に進化を遂げたおかげで、不正行為者は目標達成に向け、より戦略的で高度な方法をとることができるようになった。他方、世界の多くの地域で、規制体制(regulatory regime)はより強固なものとなり、取り締まりが強化され、国境を超えた規制当局同士の協力もしばしば見られるようになった。また、相次ぐ汚職その他企業スキャンダル報道を受け、世界中の人々の間で、透明性および説明責任に関する共通基準（common standards of transparancy and accountability）の確立に期待が高まってきている。…／世間の目（public scrutiny）がこれまでになく厳しくなっている現在、今日の組織は、不正に関するリスク―社内、社外、規制、評判に関する各リスク―というさまざまな危機的リスクに直面している。…／調査結果では、経済犯罪の危険性に関する認識は高まっているものの、直面している各リスクについて十分認識している企業があまりに少ないことを示している。本レポートはそうした認識のずれを埋めるために作成されたものである。（PwC（2018=2018）：2;2）

企業にとっての経済犯罪の危険性の要因として、サイバー犯罪を企業内部からも生み出すテクノロジーの進化とともに、規制レジーム（Ietto-Gillies（2012=2012）:217-239 はこの国別の差異の利用が多国籍企業の戦略的優位性をもたらすとする）のグローバルな連携による強化、それを促す世論の批判の高まりという要因が挙げられていることに注目したい。もはや、私的営業の自由の構成要素として企業経営の詳細を秘密のベールに包むどころか、あらゆる私的企業が、グローバルな公的企業でもあるかのように、「透明性および説明責任に関する共通基準」のグローバルな確立への世論の期待が高まっているというのである。そしてこのような世論の変化は、企業経営に対して規制というリスクを招くと同時に、企業活動にとってあらゆるリスクがそうであるように、規制リスクも同時に競争上の優位に立つチャンスであると捉えられる。『実態調査』は次のような行動提起で結ばれている。（PwC（2018=2018）：30;30）

　　なすべきことは明らかである。企業目的の中核に透明性を確保すること(Place transparency at the heart of corporate purpose)、それを戦略、ガバナンス、リスク管理、コンプライアンスの統合に用いること、そして、深刻化しそうなビジネス上の課題を逆に優位に立つ機会へと変えられるような体制を整えることである。

それ自身が多国籍企業であるPwCのような多国籍企業向けのコンサルタント会社が、被害者あるいは加害者として犯罪まみれとなっている企業の現状を規制リスクとしてとらえていること、そしてグローバルな規制リスクに対処できる企業の透明性を、競争上の優位のための戦略的課題として打ち出していることに注目したい。

**Ⅳ　組織・企業犯罪に挑む法学的思考―不当収益剥奪の論理**

複雑化する経済活動がもたらす社会問題に関して、財産権の保護を柱とする近代刑法典の規定を越えて、法システムを含む国家の行政システムは、どこまで市民社会に介入すべきかという問題が、行政刑法の中でもとりわけ経済刑法が取り組んできた問題であった。ますます深刻化する企業犯罪に取り組む法学者たちは、自然人ではない法人としての企業が、犯罪を伴うその経済活動によって市民社会に介入してくるという現実に対して、国家と市民社会がどう対処すべきか、法システムを含む国家の行政システムの正統化の危機問題として、より原理的な考察を迫られている。ここでは、そのような法学的思考を鮮明に示す議論を紹介しつつ、多国籍企業の犯罪組織化がもたらす正統化の危機について考えてみたい。

刑法学者として知られる渥美東洋氏は、『組織・企業犯罪を考える』（渥美編（1998））の「序言」で20世紀半ば以降の歴史的変化を次のように描いている（渥美編（1998）:ⅱ-ⅲ）。

　　産業化に伴う経済的成長に主たる関心を寄せ、個人の独立性という大切な考え方に深い関心を寄せている間に、自分勝手に人を手段にし、共同体の共助を妨げ、共同体の劣化をもたらす、心無い一部分の者達が、知らず知らずの間に肥大してきた。この点に着目し、国民国家という人類にとっては比較的新しい経験の下で、個人対国家という軸でしか、法や経済をとらえなかった近代のディシプリンの限界に人々は気付いた。その一つが、組織・集団（もちろん、この中には国家も入る）の活動の規律への関心があり、もう一つに被害者である共同体の仲間への配慮がある。／民事法の分野では、早くから、前世紀末に始まった不公正取引や市場独占の弊害の抑制、金融・保険の充実とその行き過ぎへの関心等々が、このような関心を育ててきた。犯罪の分野でも、ようやく、被害者救済と被害者への被害給付金の設立への関心が、英米圏を中心に、第二次大戦後二〇年以上も経ってはじめて生まれ、立法がされるようになる。／その間、さらに国民国家の境なく活動を展開する多国籍のしかもコングルマリット経済エンティティの擡頭があった。弊害にも人々の目が向けられることになってきた。／国民国家の境を超えた覇権争いも、本当の「みにくさ」だと多くの人々の目に映るまでになった。

「個人の独立性」を確保して「共助」の「共同体」を形成することが、近代の課題であるが、その際に、「個人対国家」という軸だけではなく、個人対「組織・集団」、より具体的には、個人対「国民国家」および「多国籍」企業の軸、さらに個人対「共同体の仲間」という軸を入れて、その課題の達成を考えねばならぬというわけである。

『コミュニケーション的行為の理論』以降のハーバーマスの議論に引き付けていえば、次のようになろう。国民国家という行政的サブシステムだけでなく、多国籍企業が主導する経済的サブシステムをも射程に入れて、生活世界の側が社会システムをコントロールできるような、また同時に生活世界の潜勢力をも回復できるような、社会システムの転換が必要である、と（詳しくは岡野内(2018₋2019)参照）。

　このような状況認識に立って、渥美氏は、暴力団やギャング団の組織犯罪と企業犯罪との違いを踏まえたうえでそれらを組織・企業犯罪として一括し、そのような組織体の犯罪収益を剥奪する法制度の導入を主張する（渥美(1998a)：1－10）。中世的権力の「身代没収」に対峙して財産権を含む人権保障を柱としてきた近代法は、そのような財産権の剥奪を想定してこなかった。しかし、「近代法が当初知らなかった、組織の社会に与える影響は、想像をはるかに超えるほど大きい」（渥美(1998a)：10）。

そこで、犯罪収益剥奪の理由づけとして、まず「自己の不正行為から利益を挙げてはならない」という、「正義の概念に由来する法の背後に横たわる法原理」を挙げる（渥美(1998)：3）。それは、「古くはアリストテレスのニコマコス倫理学で説かれ」、さらに「人を理由なく貶めることが、他人の尊厳を害したものとして、直接的に不正とされる」とする「カント主義」によっても、また「全体の幸福、福利の目標で定められたルールのシステムをそのまま維持することこそ、長い目でみれば、安定した延滞の福利に通ずることを認めて、ルール違反を不正とみる」とする「ルール功利主義」によっても、「正義の帰結だと受け取られている」とする（渥美(1998a)：3₋5）。

このような正義論の検討に基づいてさらに、組織・企業犯罪がいかにして、「共同体の構成員や人類」の「連帯を壊し、脅かすのか、とりわけ、われわれの選択した社会の基本構造を脅かすのか、われわれれの共通財を壊し、それを脆弱にするのか」と問いかけ、次の６点を列挙している（渥美(1998a)：4-7）。

1. 「暴力を含む不当な影響」によって、「株主（持ち分権者）総会の発行株総数の多数によって、基本方針が決定される」という「企業の意思決定の構造を根本的に脅かす」。
2. 「不当な収益と暴力」を用いて「行政当局に賄賂を供与し、暴力を背景に威迫」し、さらに「立法府に代表を送り込む」ことで、「一般公衆の利益に資する民主的行政」、さらに「民主社会の多数決支配の原理に立脚」する「統治機構の基本構造を脅かす」。
3. 「不当な犯罪収益によって市場や企業に浸透し、それを支配する」ことで、「需要（者）に的確に応じ、財やサービスを提供することで、需要者の自己表現に貢献するという個人主義の原則」に立つ、「市場の自由で、公正な競争原理に立脚する『自由市場制』の基本構造」を脅かす。
4. 「自分は法を遵守せずに、法を遵守する他の個人を犠牲にして収益を得る」のは、個人が「法の下で自己表現ができる」ようにするための「一種の集合・共通財（collective or common goods）」としての法の「タダ乗り利用（free rider）」であり、「タダ乗り分は社会全体に返還すべきものである」。
5. 「不法収益を用いて統治機構や市場に不法に侵入して、他者を支配し、他者に力を及ぼすことは、他者との交渉によって、自己を表現すると同時に他者を尊敬し、他者の自己実現に貢献するという個人主義の基本理念を破壊し、脅かす」。「他人をもっぱら自分の道具とし、他人への尊敬や他者への貢献を忘れる行動」は、「社会性を基礎に相互連帯で成り立っている共同社会の根幹を脅かす」。
6. 「このような大きな弊害をもたらす犯罪による不当収益は、何らかの方法で剥奪し、その収益を社会全体が、直接に不利益を被った者に返還し、不当収益の無かった原状（status quo ante）を回復しなければ、破壊されたバランスは回復しない」。

同じくハーバーマスの用語で整理すれば、渥美氏は、意思疎通の原理で成立する生活世界を破壊するシステムとして暴力団や犯罪企業の組織をとらえ、あたかもがん細胞のような犯罪組織システムが生活世界を破壊していく回路として、①と③は、株式会社の原理と自由市場の原理によって生活世界に支えられている経済的サブシステムの破壊を、②と④は行政、立法、司法における民主主義原理によって生活世界に支えられている行政的サブシステムの破壊を示し、⑤で生活世界の基本原理を確認し、⑥で生活世界の部分的破壊からの恢復の道筋を示す、ということになろう。

なお渥美氏は、「前世紀末に米国は、このcorporationの弊害の一部に気付いて、労働法と独占禁止法の採用に着手した。そして、今日でも、個人志向型の自由主義を維持することが、健全な社会での安定した生活の秩序を生み出す大前提であるとの考え方は、わが国を含めて大方の自由社会の共通認識（common sense）となっている、といっても過言ではない」（渥美(1998)：10）としており、資本主義的な自由市場システムが、資本と賃労働との関係、大資本と小資本との関係において、深刻な欠陥を持つことを認識している。そのうえで、自由市場、株式会社、民主主義という、いわば所有的個人主義の立場から、（26）独占的大企業の不当収益の獲得活動に介入し、獲得した不当収益を剥奪し、不利益を被った被害者に返還することで、所有的個人主義の原状を回復させるという新しい社会システム構想を示している。（27）

　渥美氏は、渥美(1998b)ではこの構想についてより詳細に論じているが、組織犯罪への対応に関する限りで、組織に対する社会的制裁の制度を、グローバル化のもとで変容してきた経済や行政の構造に即して組み換える必要を論じ、社会システム転換を展望するという論旨は基本的に同じである。ハーバーマスの危機論が示すような論点に関して全面的に具体化されているわけでない。しかし、企業犯罪への対応として、不当収益の剥奪と被害者への返還による原状回復を実現する制度構築を主張する彼の論理構成は、グローバル資本主義システム正統化の危機への処方箋としては、ポッゲによって精力的に進められている世界的貧困に対する個々人の制度責任の提起（Pogge(2008=2010)など）、それを受けてとりわけ多国籍企業がもつ権力に応じた責任を明示（Wettstein(2009)）するグローバル正義論と響き合い、新しいシステムへの転換の展望を切り開く足がかりとなるものだ。（28）

**Ⅴ　結論―明らかにされていく支配階級の姿と階級支配の仕組み**

１　グローバル資本主義正統化危機の認識

＜3つの立場からの危機認識＞

　以上、グローバル資本主義に基づく階級支配システムの危機の構図を描いたうえで、多国籍企業犯罪を問題にする３つの異なる立場からの見解、すなわち公正課税運動の活動家、多国籍企業経営コンサルタント、そして刑法学者からの見解を紹介してきた。

　今日のグローバル資本主義に基づく階級支配システムは、かつてのショナル資本主義に基づく階級支配システムに替わるものとしてその正統性が認められ、人類社会規模に拡大した。しかし、広範で、大規模で、恒常的な多国籍企業犯罪の頻発によって、現行の階級支配システムは、それを構成する経済的サブシステム、行政的サブシステム、そしてアイデンティティ形成が行われる生活世界における正統化と動機づけという4つの側面から、深刻な危機に直面していると認識されていることが明らかになった。

多国籍企業犯罪は、経済的サブシステムに関しては、過剰蓄積による金融危機のような経済の仕組みに内在する経済危機を加速し、行政的サブシステムに関しては、経済の仕組みを守ることを優先させれば、「大きくてつぶせない」企業の犯罪を有効に取り締まり、規制することができないという官僚的合理性の危機を鮮明にした。ヘンリーは、この点について詳細に分析した。

そしてそのような経済と行政の場でのシステム危機は、生活世界では、国民国家の法制度を含む現行の階級支配システムへの信頼性を喪失させるという正統化の危機をもたらし、同時に個々人の内面では社会生活に関する動機づけの危機をもたらして、社会生活の秩序と安定を脅かしている。渥美はこの点を独自な用語法を用いて明確に説明した。

そして、PwCは、多国籍企業犯罪の多発がシステム危機につながることを見抜き、国際的な規制レジームの強化が階級支配システムの維持のためには不可欠であり、必然であると予測した。個別多国籍企業経営の個別資本の立場からは、むしろそのような危機は、支配階級内部の競争に勝ち抜いて他企業を併呑するチャンスとなることをも示した。

PwCは明示していないが、そのような資本間競争の鍵として推奨される企業の透明性の確保は、PwCのような会計事務所の市場拡大につながるというだけでなく、より効率的な企業評価をグローバルに実現することで、M&Aを容易にし、資本の集積・集中を促進させることである。それは総資本の立場からは、グローバル資本主義を成長させる点で短期的には効果的である。だが、それによってさらに過剰蓄積が促進されてしまい、再びシステム危機を加速してしまうことになる。

＜危機を乗り越えるシステム転換のためのシステム認識の深化と広がり＞

　先述のような人類史的視野のハーバーマスの危機論の視野から見れば、＜討議→信念→規範＞というプロセス抜きでは、人類社会が危機を乗り越えて新しいシステムを採用することはありえない。したがって、全人類的規模での＜より真理に近づく討議＞が現行の階級支配システムの問題点とその仕組みを議題とし、実態に関する認識を深めていくことは危機を打開するシステム転換への第一歩ということになる。

　今日のグローバル資本主義に基づく階級支配システムは、多くの人々の日常の生活世界からはわかりにくいことが多い。しかし、多国籍企業犯罪を問題にし、その事業活動が不当収益を獲得する犯罪として規制しようとすることで、今日の階級支配システムの実態と、その仕組みについての認識は、一挙に広がる可能性がある。（29）

　今日の階級支配システムの要の位置にある多国籍企業集団の支配中枢のグローバル・プライベイト・バンクの犯罪に焦点を置いたヘンリーの研究は、とりわけそのような可能性を示すものだ。

２　　グローバル資本主義の支配階級は誰か？

＜ヘンリーが示すグローバル資本主義の資本家階級の姿＞

表５　グローバル・プライベイト・バンクの顧客（グローバルエリート）層が所有する純金融資産のグローバルな配分、2010年

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 顧客の階層区分 | 人口(千人) | 一人当たり平均純金融資産(百万ドル=億円) | 純金融資産合計(兆ドル=百兆円)  [%] | うち「オフショア」純金融資産(兆ドル=百兆円)[%；%]\* | 対世界人口比率(%) |
| 3000万ドル(30億円)以上の「超お金持ち(Happy Few)」 | 91 | 183.1 | 16.7  [30.3] | 9.8  [47.6;58.7] | 0.001 |
| 500万~3000万ドル(5億~30億円)の「まさにお金持ち(Just Rich)」 | 839 | 12.8 | 10.7  [19.4] | 5.1  [24.8;47.7] | 0.01 |
| 100万~500万ドル(1億~5億円)の「まあお金持ち(Barely Rich)」 | 8,420 | 2.1 | 17.4  [31.6] | 4.7  [22.8;27.0] | 0.13 |
| 100万ドル(1億円)以上の「グローバルエリート」合計 | 9,350 | 4.4 | 44.8  [81.3] | 19.6  [95.1;43.8] | 0.14 |
| 顧客以外の人々合計 | 6,643,863 | 0.0016 | 10.3[18.7] | 1.0\*\*  [4.9;9.7] | 99.86 |
| 総計 | 6,653,214 | 0.01 | 55.1[100] | 20.6  [100;37.4] | 100 |

* [全オフショア純金融資産内の比率；その項目の人々の純金融資産合計に対する比率]

＊＊「主にドル及びユーロからなる外貨」とされている。

[資料出所]　Henry (2016):82 Table2.9によって作成。

　表５は、ヘンリーがグローバル・プライベイト・バンクに関する独自資料と公式統計に基づいて、顧客層が所有する純金融資産のグローバルな配分を、2010年についてまとめたものだ。それは、株式所有でつながる巨大な多国籍企業集団が牛耳る世界市場で成長するグローバル資本主義の中での投資ゲームに参加できるだけの資本所有者すなわち資本家階級の姿を、それほどの資本を所有しないその他の人々との対比で鮮やかに浮かび上がらせるものとなっている。

　純金融資産が100万ドル（1億円；以下1米ドル≠100円で換算し、ドルはすべて米ドルを示す）以上の全世界935万人（世界人口の0.14%）のグローバル・プライベイト・バンクの顧客層は、「グローバルエリート」として一括され、その純金融資産合計が44兆8000億ドルで、全世界合計55兆1000億ドルの81.3%を占めることが示されている。66億5000万人の世界人口の0.14%にすぎない900万人が、世界の純金融資産すなわち売買できる株式や債券の80%を所有している。これは、単に富の偏在や格差を示すだけではない。ほとんどの大企業が株式会社となっている今日では、この純金融資産がグローバル資本主義の経済システムにおける資本のありかを示し、その所有者たちこそがグローバル資本主義の資本家階級である。しかもこれらグローバルエリートの資本のうち19兆6000億ドルすなわち半分弱(43.8%)は、「オフショア」つまりタックスヘイブンで運用されている。この意味でも、これらのグローバルエリートはもはやナショナルな資本家層ではない。

これに対し、世界人口の99.86%を占める66億4000万人は、純金融資産100万ドル（1億円）以下であり、グローバル・プライベイト・バンクの顧客にはなれない人々である。それは、グローバル資本主義の市場に直接に組み込まれた小資本家もしくは賃金労働者階級の人々、そしてそれらの人々と家族や地域コミュニティを通じて結びつくことで売り手としては市場から排除されているが買い手としては市場にも登場し、間接的にグローバル資本主義に組み込まれている人々だ。この人々は、全世界の純金融資産の18.7%、10兆3000億ドルを所有しているだけであり、オフショア市場では主に外国通貨保有からなるとされる1兆ドル、全オフショア金融資産の4.9%だけを持つ。つまり、これらの世界の大多数の人々のうち、投資可能な純金融資産を持つ人の場合でも、投資先の9割（10兆3000億ドルのうち1兆ドル、90.3％）が国内であり、グローバルとは言えないという意味で、ナショナルな資本家であるにすぎない。

＜グローバルエリート内部の階層分化＞

　ヘンリーはグローバルエリートを３つの層に分けている。最上層は、3000万ドル（30億円）以上所有の超富裕層であり、一人当たり平均で1億8310万ドル（183億1000万円）の純金融資産を運用している9万1000人(世界人口の0.001%)である。この超富裕層こそはまぎれもなくグローバル資本家階級であり、16兆7000億ドル（全世界の30%）の金融資産のうち半分以上の9兆8000億ドル（58.7%、それは全オフショア金融資産の47.6%になる）をタックスヘイブンで運用している。

　グローバルエリートの中間層は、500万～3000万ドル（5億～30億円）所有であり、一人当たり平均で1280万ドル（12億8000万円）の純金融資産を運用する83万９000人（世界人口の0.01％）である。先述のように、1千万ドル（10億円）以上の純資産保有を顧客の条件とするグローバル・プライベイト・バンクもあり、この中間的富裕層は、グローバル資本家階級の下層として境界線にある人々と考えていいだろう。この層の所有する金融資産は、世界合計の19%だが、それは、超富裕層の30%と合わせれば、ほぼ50%になる。つまりこの層は、超富裕層と同盟することで、超富裕層とともに金融資産取引市場で取引される金融商品の半分を左右できることになる。オフショア金融資産市場に関しては、超富裕層は、すでに48%を支配しており、この中間的富裕層は25%を占めるにすぎない。

　グローバルエリートの最下層は、１00万～500万ドル（1億～5億円）所有で、一人当たり平均で210万ドル（2億1000万円）の資産を運用する842万人（世界人口の0.13％）である。この層は、合計17兆4000億ドル（世界合計の32%）のほとんど、4分の3を、国内で運用しており、タックスヘイブンでの運用は4分の1の4兆7000億ドル（この階層の金融資産の27%）にすぎず、全オフショア金融資産の23%を占めるだけである。この意味では、この階層は、グローバル資本家階級というよりは、むしろナショナルな資本家階級といってもいいかもしれない。

＜グローバル資本家階級形成の趨勢と地理的分布＞

グローバル・プライベイト・バンクの顧客層であるグローバルエリート層は、いまや巨大な市場となっており、いくつかの資産運用会社が、その冷静な分析能力を誇るかのように、この顧客層に関する報告書を作り、インターネットで公開している。そこでは、ヘンリーのグローバルエリートは、100万ドル（1億円）以上の投資可能資産（自宅や絵画などの所蔵品を除く）を持つ人々と定義され、「高度純資産所有者（HNWI：High Net Worth Individual）」と呼ばれている。（30）

表５の原資料としてヘンリーも用いているカプジェミニの報告書2018年版は、この層の資産の増加を次のように報告している。

（2017年までに、）中核的地域での加速的な経済と株式市場の好況によって、グローバルな高度純資産所有者（HNWI）の富は、10.6%増加し、史上初めて70兆ドル(7000兆円)の峰を越えた。…この調子で続くと、2025年には100兆ドル（１京円）を越えることになる。…2017年1月から2017年12月までの翌年度、世界の高度純資産所有者は、20%以上の投資収益をあげた。（Capgemini (2018) :5）

さらに別の会社の報告書は、ヘンリーの超富裕層平均を３倍近く上回る5億ドル（約500億円）以上の投資可能資産所有者を「半ビリオネア」と呼び、その地理的分布を示している。それによれば、半ビリオネアの数は、2012～2017年にかけて14%増加し、2017年に全世界で12万9,730人になっており、その内訳は、北アメリカ4万４,000人、ヨーロッパ３万5,180人、アジア3万5,880人、ラテンアメリカ4,220人、中東4,740人、ロシアおよびCIS2,870人、オーストラリア1,650人、アフリカ1,190人となっている（Knight Frank (2018):15）。

＜グローバル資本家階級の投資収益の可能性＞

　このようなグローバル資本家階級上層の数の増大と、世界的な広がりは、驚くべきものだ。

カプジェミニ報告書が2017年について報告した20%以上という投資収益率であれば、5億ドル(500億円)の資産は、グローバル・プライベイト・バンクを用いてタックスヘイブンで運用するだけで、年間1億ドル（100億円）の投資収益をもたらす。最低でも毎年これだけの株式配当や利子収入などの投資収益で「不労所得」を得ることのできる資本家階級が、全世界にほぼ13万人いるというのである。したがってこの「不労所得」を単純に13万人分合計してみれば、合計は13兆ドル（1300兆円）になる。2005年に改訂された世界銀行の国際貧困ラインは購買力平価（PPP）基準で一人当たり一日1.90米ドル（年間693.5ドル）だが、購買力平価での補正をせずにそのままで2019年の世界人口75億人を対象に毎年国際貧困ライン基準のグローバル・ベーシック・インカムを支給すると仮定して単純計算すれば、年間5兆2013億ドル（520兆1300億円）が必要ということになる。それは、世界の半ビリオネア13万人の年間投資収益の半分以下である。（31）

　すなわち、これらの13万人のグローバル資本家階級上層の毎年の投資収益は、その一部であるこの層の最低所有資産額からのものだけでも、その半分が全世界人口に同一金額で配分されるだけで、全世界の飢餓、絶対的貧困を一挙に解決できる。

　それが実現できないのは、グローバル資本主義のゲームのルールの中で、それだけの投資収益を生む資本の所有権がこれら13万人のもとにあるからだ。この13万人のもとにある純金融資産の所有権の一部を全人類の所有に移転するだけで、それだけの投資収益は全人類に向けて流れることになる。

　グローバル資本主義のゲームに参加することを選んだ人類社会の大多数は、いかにしてそのようなルールの変更を実現できるだろうか。

＜より真理に迫る討議のための課題＞

　「より真理に接近する討議→個々人の信念→社会規範の形成→制度→構造」という因果連関を起動させる最初の「討議」が鍵になっている。

ヘンリーの提案は、このような純金融資産に財産税を導入することであり、渥美は、不当収益の没収を提起した。いずれも、グローバル資本主義のゲームのルールの根底にある資本所有権に関するルール変更の提案である。

ヘンリーは、自らの提案を「不平等を減らし、組織犯罪をたたき、途上国を助け、大いに必要とされる税収を、全世界で最も豊かな脱税者や泥棒政治家や重罪犯人から引き出すための、控えめな提案」と説明し、その提案を含む論文（Henry(2016)）のタイトルを「匿名の富に税をかけよう！」とした。彼の論文は、グローバル・プライベイト・バンクの犯罪を告発し、強く非難するものであったが、提案じたいは、国民国家の課税権の延長で、グローバル資本主義を構成する多国籍企業の資本所有権に制限をかけようとする―それは技術的容易さの点で画期的な提案ではあるが―にすぎない。

これに対し渥美の問題提起は、より原理的に正義論にさかのぼって多国籍企業の事業活動の不当性を問題にし、近代法による財産権保護の発想を超えて不当収益剥奪の論理を構成し、規制なき多国籍企業の活動を「犯罪化」する法システムを構築しようとするものであった。

とはいえ、ヘンリーも渥美も、その多国籍企業規制論の基本的な発想は、国民国家による法規制である。

だが、21世紀になって、とりわけ国連の場で展開されている多国籍企業規制論は、国民国家の政府だけでなく、多国籍企業の経営者や個々の企業にかかわる利害関係者（ステークホルダー）やNGO、そして多国籍企業への投資家までも含む多様な形で展開している。いわゆるラギー原則、革新的資金調達メカニズム、責任投資原則などの動きがそうである。それは、より真理に近づく討議を広範に展開することで、グローバル資本主義のルール変更の必要性を確信する人々を増やし、人類社会規模の社会規範を形成することで、事実上の多国籍企業規制権力の創出をめざしているかにみえる。

それゆえ次の課題は、グローバル資本主義のルール変更に向けてより真理に迫る討議を活性化するために、多国籍企業規制権力の形成を模索するそのような動きを検討し、整理することとなる。その課題は、別稿で果たしたい。

注

（１）岩波文庫の新訳によってずいぶん読みやすくなったHabermas(1973=1975=2018)を参照されたい。以下の引用文では、ドイツ語版とともに、題名も内容を的確に示す『正統化危機（*Legitimation Crisis*）』と改められたトマス・マッカーシーによるこなれた名訳である英語版をも参照しつつ、適宜訳文を変更した。なお、同書の議論は後に『コミュニケーション的行為の理論』（Habermas(1981=1987)で「システムによる生活世界植民地化」論として、若干の用語の改訂などを経てさらに展開される。

　ハーバーマスが、手続きによってシステムとして組み込まれる法制定によって確立する合法性と、生活世界に属する公共圏での規範的議論の継続によって形成される正統性を区別したことについて、彼が1983年の西ドイツでの核ミサイル配備反対運動における市民的不服従運動を、議論による法制定が追い付かない場合として「合法的ではないが正統化しうるもの」として擁護する論理として展開されたことについて、大窪(2016)参照。そこでは、同じく合法性こそ正統性として規範に基づく正統性を合法性に吸収してしまうハートらの法実証主義に反対して、合法性と正統性を区別するものの、正統性の基礎から生活世界での規範的議論を放逐して支配者の決断とすることでナチズム支配の正当化に道を拓いたシュミット『合法性と正統性』との対比もある。この問題について、シュミットとフランクフルト学派との関連に関する論争の一環として、シュミットとハーバーマスにおける議会主義批判として整理したものとして、Becker(2003=2015)も参照されたい。

ハーバーマスの1973年の正統化危機論は、2008年の世界恐慌以後再び注目を集めている。たとえばStreeck(2013=2016)は、21世紀のグローバル資本主義の階級支配システムは、1970年代の正統化危機を財政危機に転換し、グローバル化によって「危機の先送り」をするものだと整理する労作であり、同書へのハーバーマスの書評（Habermas(2013=2019[2016])）は、その分析の多くには同意しつつ、福祉国家の再建をめざすかにみえるその処方箋に疑問を呈している。さらにFraser 2008=2013などでハーバーマスの公共圏論と正統化論をグローバル化する試みに取り組んでいるナンシー・フレイザーのFraser(2015)もあるが、それらの検討は、別稿で果たしたい。

（２）「社会の適応能力(adaptive Kapazität; adaptive capacity)を体系的に制限している解釈システム（Deutungssystemen; interpretive systems）の『執拗な(eigensinnigen; independent)』、いいかえれば真理と依存関係にある、進化」（Habermas（1973=1975=2018）：133;97;174）というのがハーバーマスの表現であるが、その内容からみて筆者は、「より真理に接近する討議」と言い換えておく。

（３）もっともハーバーマスは、「私は社会構成体を、原始的(vorhochkulturelle; primitive)、伝統的、資本主義的、そしてポスト資本主義的な社会構成体の四つに区分することが有効であると考えている」(Habermas（1973=1975=2018）：30;17;38)としており、この資本主義的社会構成体の下位区分が、リベラル資本主義的と組織資本主義的とされている。ポスト資本主義的社会構成体とは、当時のソ連や東欧社会を念頭においた「国家社会主義的（staatssozialistischen; state-socialist）」階級社会とされている。なお階級社会という観点からは、伝統的、資本主義的、ポスト資本主義的の3類型が階級社会に分類され、非階級社会として、原始的とポストモダンの2類型が挙げられている。ここでポストモダン社会とは、「歴史的にみて新しい組織原理」に基づくものとして存在可能性を探究すべき社会構成体として挙げられている。ついでながら、岩波文庫版第1刷39頁の社会構成体の概念図は、階級社会にポストモダンを含めているが、ドイツ語原書でも、英訳本、岩波現代選書訳27頁でも、階級社会に含めておらず、見誤りのミスと思われる。

（４）ハーバーマスがこの時期にすでに、D.Senghaas(ed.)（1972）所収の独訳ハイマー論文「多国籍企業と不均等発展法則」（Hymer(1972=1979)）に言及しつつ、多国籍企業の登場に注目していたことは特筆に値するが、当時の状況を反映して、当然ながら多国籍企業の画期的な意義が理論構成に反映しているわけではない。

（５）　ここでハーバーマスは、システム危機とアイデンティティ危機とを並列しているが、後に『コミュニケーション的行為の理論』では、「システム」によって植民地化される「生活世界」の危機の問題として、よりダイナミックかつ構造的にとらえらることになる。その場合、「システム」は「経済システム」と「行政システム」という目的合理性の論理で動く二つのサブシステムからなり、「生活世界」は私生活圏と公共圏での「より真理に接近する討議」を通じて「個々人の信念の形成」さらに「社会規範の形成」が行われるコミュニケーション的合理性の論理が貫かれる世界として整理される。アイデンティティは、この生活世界でのコミュニケーションを通じて、動機づけと正統性の信念の形成とともに行われるとされる。Habermas（1973=1975=2018）における4つの危機の議論が、アメリカの投票行動における正統化調達問題をパーソンズがAGIL図式を用いて明快に説明したParsons(1959):85に対応するものであることは間違いないように思える。すなわちそこではAdaptatiton=Economy；Goal-attainment=Polity；Integration=Public=Integrative system；Latent pattern-maintenance=Household=Cultural-motivational systemとして等値され、経済と家計との交換、政体と公共圏との交換を示す図式が描かれているが、それはハーバーマスがシステムの視点から見た生活世界とシステムの関係として示す図式（Habermas(1981=1987):310図39）とほぼ同じである。

（６）ME/IT技術革新は、マイクロコンピュータの開発を基礎に、1980年代の労働過程での制御の自動化を可能にするME革命、1990年代の生産管理や流通過程をも含むより広い意味での生産過程での制御の自動化を可能にするIT革命を含む意味で用いる。ME/IT技術革新の意義について、いわゆるニューエコノミー論も含めて労働生活の観点から簡潔に回顧する富田(2011)、ナショナルな再生産構造からグローバルな再生産構造への転換の基本的な動因として位置づけようとする久保(2011)などを参照。なお、2008年の金融危機に関する議論の最近の概観として、長島（2018₋2019）が役立つ。

（７）このようなグローバル資本主義の正統性を理論的、実践的に体現してきたのが、ジェフリー・サックスであった。ナオミ・クラインらのサックス批判、さらに貧困撲滅を掲げたサックス理論とミレニアム開発目標の挫折以後のサックスの変化について、岡野内（2015）を参照されたい。なお多国籍企業のためにグローバルに進められた「規制緩和」は、実際は多国籍企業の便宜を図るための「規制増加」であり、行動経済学や認知行動療法などを悪用する監視社会化であり、それまでのナショナルな枠組みを支えてきた労働者階級とは異なる信念を持つ新しい階級としてのプレカリアートがグローバルに形成されてきたことなどについて、さしあたりStanding（2011=2016）を参照。

（８）さまざまな評価が飛び交い、さらにすぐに別の目標（SDGｓ）が設定されて大宣伝が展開されていることもあって一見わかりにくいが、当初は世界の「飢餓および絶対的貧困根絶」を掲げていたが、「実現可能な目標」として「2015年までに半減」にまでハードルを下げたミレニアム開発目標（MDGｓ）は、達成されなかった。MDGｓとSDGｓについては、日本での議論の混乱を含めて別稿で検討したいが、さしあたり批判的な見地から総合的でバランスのとれた評価を試みているノルウェーのベルゲン大学に事務局を置く国際的な研究グループ、「貧困問題比較研究プログラム（Compartive Research Program on Poverty:CROP）」の共同研究の成果であるCimadamore, Koehler & Pogge(2016)を参照されたい。また一貫してMDGｓに批判的なスーザン・ジョージ、MDGｓを上回る目標を掲げる貧困根絶運動を展開していたジェフリー・サックスについて、岡野内（2015）を参照。

Sassen(2014=2017)は、「放逐（expulsion）」という概念を用いて、絶対的貧困から金融危機、環境問題まで含めてグローバル経済の問題点を整理している。労働と資本の国際移動論（Sassen(1988=1992 )）からグローバル・シティ論（Sassen(1991=2008)を経て、近代的な領土、権威、権利概念の形成史（Sassen(2006=2011)）を経てここに至るサッセンは、一貫してマルクス、ウェーバー、パーソンズといった社会学理論との理論的関連を明確にしないまま、「事実をして語らしめる」経験的な実証研究のスタイルをとるという研究戦略をとっている。これに対して、グローバル化の現実に対してマルクスの資本理論に依拠して社会学的実証研究領域を一挙に切り開きつつあるのが、岡野内（2018-2019）で紹介したロビンソンら「グローバル資本主義学派」の研究戦略である。危機論との関連で、Robinson(2014)、(2018)を参照。地理学の領域で同様な研究戦略をとり、地理学を越えているのはハーヴェイである。たとえばHarvey(2009=2013)、Harvey(2013=2016)参照。グローバル化研究の深化のためには、Habermas (1981=1987)の提起を受け継ぎ、マルクスのみならず、ウェーバー、パーソンズの系譜を引く理論的潮流相互の議論がますます必要になっていると思う。

（９）引責辞任したはずの銀行経営陣の高額報酬が各国議会で問題にされたこともあり、欧米では、救済政策を公的資金注入から株主や債権者の負担へと転換する「ベイルアウトからベイルインへ」という流れが創られたが、少なくともEUでは、それに反する2016年のイタリアの銀行破たんの例にみられるように、順調に進んでいるわけではない。金融危機に際しての金融機関への公的資金注入の全体像について奥山（2014）、日本について相馬(2012)、EUでの銀行同盟の動きとベイルインへの転換の困難に関して星野(2018)などを参照されたい。なお金融危機後の銀行規制見直しのグローバルな動向について、「正当性(legitimacy)」との関連で整理しようとした岩崎(2016)のような試みもある。そこでの「正当性」論は、岩田（2013）において簡潔に整理されているような国際関係の分野での議論を踏襲している。なおこれらの論文を含め、国際関係論や政治学、社会学においてさえ、legitimacyを「正当性」と訳す場合が多い。多くの英和辞書では、そのような訳語もあてられており、間違いではない。しかし、マックス・ウェーバー以来の社会学的な正統性論あるいは正統な支配論は、役人や被支配者の多くが支配者への服従を「正当化(justify)」できると信じることで、支配の「正統性（legitimacy）」が成立すると問題を立てる。あらゆる行為に関する概念としての正当性と支配システムに関する概念としての正統性とを区別することで、支配システムの諸類型を区別し、歴史的なシステム転換を分析している。権利のための闘争が法権利を形成し、日常生活の政治が政治体制を支えている。したがって、行為論的な視座とシステム論的な視座とを明確に区別して議論の混乱を避けるためには、「正当化( justification)」と「正統化( legitimation)」とを訳しわけ、区別すべきと考える。

（10）タックスヘイブンとそれを用いた多国籍企業の発展についての批判的検討の到達点としてShaxson(2011=2012)、Palan, et al.(2010=2013)、さらに最近のタックスヘイブンの規模についてMurphy（2017＝2017）を参照されたい。なお日本での研究状況について、金子(2015)を参照。また、超富裕層のための節税対策の資産運用を行うウェルス・マネジャーに関する参与観察を含む社会学的研究であるHarrington(2016=2018 )も参照。また、タックスヘイブンを用いる多国籍企業への課税対策として、国民国家の課税権を越えるグローバル・タックスの実現をめざす運動の側から、上村（2009）、（2016）、上村編（2015）、（2019）などの研究が精力的に進められているが、そこからは、むしろタックスヘイブン対策の困難さが浮き彫りになっているかにみえる。2008年の世界金融危機を契機に、EU諸国政府の間で、実質的に多国籍企業（特に金融機関）をターゲットとする金融取引税（FTT; Financial Transaction Tax）導入の動きが高まり、2011年には欧州委員会が指令案を提示し、2013年にはうち11か国での導入協議が始まるまでに至ったが、イギリス政府による欧州司法裁判所への提訴や「科学的・政治的戦争」と評されるほどの金融業界からの巻き返しのロビー活動などで、実効的な導入は停滞している。このようなグローバル課税への多国籍企業の側の抵抗について、上村編（2015）、上村(2016)、Wahl(2016) 、より最近の事情については国際連帯税導入を求める日本での運動団体である「グローバル連帯税フォーラム」のサイト（http://isl-forum.jp/archives/date/2019/03?cat=3,12　2019年3月28日閲覧）を参照されたい。

（11）今日では多国籍企業となった大企業がスポンサーとなって巨額の費用を投入して展開される広告あるいは企業宣伝（PRとはPublic Relationsの略号）は、人類の福祉向上のために役立つ多国籍企業というイメージを、商品のパッケージからあらゆる公共空間をうめつくす広告、雑誌、新聞、ラジオ、テレビからインターネットに至るまでのマスメディアを利用して、全人類社会の日常生活に浸透させようとしている。人々の討議に介入しようとするグローバル資本主義の側からの正統化危機への対応と考えていい。たとえばSklair(2002)：205は、大手多国籍企業の広告費がいくつかの発展途上国の教育予算を大きく上回っており、多い順で挙げてP&G、GM、Unilever、フィリップモリス、フォード、ダイムラークライスラー、ネスレ、コカ・コーラ、ペプシ、ウォルト・ディズニー、ジョンソン&ジョンソンといった企業の年間広告費は、ベトナム、コートジボワール、イエメンなどの年間教育予算を、２～11倍も上回ると指摘する。企業広告の問題性に関して、公共空間を企業が私的事業活動のために利用することを禁止する提言などを含む定評ある広告論的分析としてEwen(1998=2003)、さらにジャーナリスティックな注目を集めたナオミ・クライン（Klein 2000=2001）やチョムスキー（Chomsky 2002=2003, Herman & Chomsky 1995=2007）、また最近の多国籍企業の消費主義喚起のための宣伝とそのためのアイコンとしてのグローバル企業の巨大建築物のグローバル都市への拡散とを結びつけた興味深い社会学的分析として、Sklair(2017)などを挙げておきたい。ますます細分化する広告論やメディア研究の批判的潮流がいまだに立ち返って参照する基本的な問題設定を行ったのは、公共圏概念を提起したHabermas(1962=1994)である。そこでは、公共（Public）ということばの意味の変遷が、特権を保障する身分制に支えられた王侯貴族らの特権階級と商人や農民らの非特権階級が対立する中世封建社会から、身分制撤廃による平等な市民からなる近代市民社会に転換し、さらにその近代市民社会から、巨大企業を所有する資本家階級およびその周辺のエリート層からなる富裕層と賃金労働者階級およびその周辺の大衆からなる貧困層とが対立する資本主義的階級社会に再転換するという二つの歴史的転換モデルを軸に、市民革命の民主主義的スローガンとしての「公共」から企業宣伝と大衆操作としての「PR」への転換として、明確に整理されている。

（12）自殺について、2014年にWHOは「世界では毎年80万人が自殺しています」として報告書『自殺を予防する：世界の優先課題』を初めて出し、予防対策を呼びかけた。報告書や関連する資料などはWHOのサイトを参照されたい。（<https://extranet.who.int/kobe_centre/ja/news/Preventing_suicide_20141211>　：2019年6月24日取得）。

自爆テロとは政治的目的をもって他者に向けられた殺人行為であるとともに自殺の一形態でもあり、暴力的政治行動としてのテロリズムという視点だけでは、社会学的に見てより深刻になった今日のテロリズム問題の本質を見失う。それは、アノミー概念を提起したデュルケームの自殺論の視点でも分析できるし、より総合的な分析をめざすためには、そうすべきである。この点に関して、テロリズム研究の現状を踏まえて、とりわけ先進国で育った移民第二世代によるいわゆるホームグロウン・テロリズムの防止問題に取り組んだ、2018年度の十大学合同セミナーのテロリズム・セクションおよび法政大学社会学部の筆者担当演習参加者との討論は大いに刺激になった。記して謝意を表したい。

（13）ここで、企業犯罪の研究状況について、簡単に一瞥しておきたい。古くは明治期以来の古河鉱業（現古河機械金属）による足尾鉱毒事件、戦後高度成長期の4大公害病と言われた三井金属鉱業によるイタイイタイ病、チッソによる水俣病、昭和電工による第二水俣病、三菱グループ系企業（三菱油化・三菱化成工業・三菱モンサント化成）や石原産業・中部電力・昭和四日市石油などによる四日市ぜんそく、そして森永乳業による森永ヒ素ミルク中毒事件やカネミ倉庫によるカネミ油症事件のような食中毒事件、大日本製薬（現大日本住友製薬）によるサリドマイド事件や田辺製薬（現田辺三菱製薬）によるスモン病事件、さらにミドリ十字（現田辺三菱製薬）による薬害エイズ事件などの薬害事件、そして東京電力による福島第一原発事故での放射能汚染事件に至るまで、日本の大企業の多くは、近隣住民や顧客の身体や環境に直接深刻な被害を与える事件を引き起こし、その多くは犯罪行為として告発され、処罰されてきた。

さらに、明治期に『あゝ野麦峠』や『職工事情』などで描かれて以来、「ブラック企業」と命名されて注目を集める今日に至るまで、日本の大手企業の多くは、従業員に対しても勤務中の処遇を通じて過労死事件などの深刻な被害を与え、労働基準法違反などで告発され、処罰され続けている。そのような企業活動における加害行為に対しては、被害者を中心とする支援者らによって、環境運動、消費者運動、労働運動などの社会運動が組織され、マスメディアなど公共圏での世論形成を通じて、環境法、消費者保護法、労働法などが制定され、行政、司法、立法を通じて企業活動に対する制裁措置を含む国家規制の諸手段が整備されてきた。

それにもかかわらず、本稿で紹介するような資料に照らせば、企業という組織が、実際に犯罪の温床であり、常習的に犯罪行為を行う組織という意味での犯罪組織となっていることの認識は、筆者自身も含めて、一般的に弱すぎると言わねばならない。その理由は、企業PRやアメリカであったような研究成果への出版妨害のせいもある。1939年にアメリカ社会学会の会長就任演説で「ホワイトカラー犯罪」を問題提起して犯罪者は下層階級に限るという当時の常識を批判して社会的反響を呼んだサザランドによる企業犯罪研究（Sutherland(1949=1955）)の1949年初版では、評判を気にする企業からの圧力によって事例研究の企業名が公表されず、完全版のSutherland(1985)はほぼ半世紀後に出版されている。しかし内的要因として、犯罪研究と企業研究とを適切に結合して、問題解決を展望できるような問題設定に基づく犯罪および企業犯罪研究の遅れにある。

犯罪学史は、まずは社会問題としての犯罪の規定から始まり（ベッカリーア、デュルケーム）、加害者論から被害者論を経て、犯罪環境論へと至る発展として描かれる場合が多い（たとえば小宮（2008））。このような学史の展開は、社会問題一般に関する次のようなハーバーマスの視点で包摂できるだろう。すなわち、犯罪を人々の間で被害と加害の関係を生み出すような社会問題としておさえたうえで、その問題を、人々の意思疎通を通じて人格が形成される命の営み(生活世界)と、命の営みを支えるべく組み立てられながらも逆に命の営みを歪めてしまうことになってしまう世の中の仕組み(社会システム)との間での、ダイナミックな関係が創り出す歴史的展開の中に位置づけ、世の中の仕組みを変えていくことで問題解決を展望できるような問題の立て方で研究するのである。このような視点はHabermas（1981=1987）で明確に示されているが、ハーバーマス自身は犯罪研究や企業犯罪研究に踏み込んでいないし、管見の限り、犯罪および企業犯罪研究者はハーバーマスの問題提起に注目していない。

とはいえ、事実上ハーバーマス的な問題設定で多国籍企業をも視野に入れつつ企業犯罪に迫っているのは、オーストラリアの社会学者ジョン・ブレイスウェイトの修復的司法（正義）（Restorative Justice）論(Braithwaite(1989),Braithwaite & Pettit(1990), Braithwaite (2002),およびそれらの部分訳を含むブレイスウェイト(2008)参照)および規制資本主義（Regulatory Capitalism）論（Braithwaite(2008)など）であろう（なお、氏の公式HPには戦争、犯罪、規制をテーマとする著作リストおよび著作へのリンクがある。<http://johnbraithwaite.com/>　(2019年2月14日閲覧)）。すなわち、コミュニティにおける人々の意思疎通の潜在力に着目し、強い個人による強いコミュニティのネットワークを形成しつつ、国家や企業といった官僚的システムへのグローバルな規制によって、企業犯罪のない社会システムへのグローバルな転換を展望する理論構成を目指しているかに見える。

たとえばアメリカの製薬産業部門に的を絞った企業犯罪の事例研究であるBraithwaite(1984=1992)は、大手製薬企業がすべて多国籍企業であるために、事実上の多国籍企業犯罪の研究となっている。ブレイスウェイトはそこでパールミュッターの多国籍企業戦略論などを参照しつつ、国際的な法回避を実践する多国籍企業規制の困難を指摘し、国連による規制に期待を表明している（Braithwaite(1984=1992)：483₋486）。新自由主義政策の浸透によって国連の多国籍企業規制政策が後退した1990年代末には、さらに規制問題に的を絞って、多国籍企業の当事者へのインタビューに基づく詳細な研究であるBraithwaite & Drahos(2000)をまとめ、NGOがリードする消費者運動や労働運動などとともに市民社会が諸国民国家を動かしつつ実現する多国籍企業規制を模索している。とはいえ本稿から見れば、ブレイスウェイトの視点は、ミクロな状況に密着する実証研究に力点を置くあまり、グローバル資本主義に基づく階級支配システムの構造とその構造転換の可能性を歴史的に展望するマクロな視点の探求の点で弱点があり、本稿はその弱点をカバーする試みでもある。

ブレイスウェイトは、犯罪学では恥の意識とコミュニティでの人間関係に注目して犯罪防止を展望する「シェイミング」や「修復的司法」の理論で有名だが、同時に初期から一貫して実証的な企業犯罪研究に取り組んでいることも注目すべきだろう。それは、サザランドによる企業犯罪研究を引き継ぐ裁判資料に基づくクリナードらの企業犯罪研究（Clinard & Yeager(1980)）の実証的研究の伝統を引き継ぐものと言えよう。

なお本稿の第Ⅳ章で紹介する刑法学者渥美東洋の事実上ハーバーマス的な問題設定による射程の長い組織犯罪論も、渥美(1998b)の参考文献を見る限り、ハーバーマスではなく、ブレイスウェイトの社会学的な犯罪研究の強い影響を受けている。

マルクス的な批判理論や社会学の問題設定を取り入れつつ活性化しているかにみえる英語圏の犯罪学の研究状況については、イギリスのオープン・ユニバーシティの文献資料集であるMuncie et al(Eds.) (1996)、アメリカのホワイトカラー犯罪学教科書であるPayne(2017)、企業犯罪について論文集であるCullen et al.(2006)、さらにやや古いが邦訳もあるHochstedler(1984=1990)、そして権力の犯罪性批判の立場を鮮明にして、環境問題、女性問題、先住民問題、核兵器生産、イラクへの侵略などのトピックまでカバーする「国家・企業犯罪（State Corporate Crime）」という概念を提起する興味深い論文集であるMichalowski & Kramer(eds.)(2006)などを参照されたい。

企業犯罪に関して、アメリカでは、*Corporate Crime Reporter*という雑誌が発行されている。その編集者による、罰金支払額から見た1990年代のアメリカでの企業犯罪トップ100社の報告書、Mokhiber(2000)によれば、1位から4位までが外国系多国籍企業（2位は大和銀行）となっている。

日本の犯罪学あるいは犯罪社会学研究においても、企業犯罪研究は活発とは言えない状況にある。たとえば、犯罪学の入門書である守山・西村（2001）は、ホワイトカラー犯罪を解説する二つの章の一つをあてて企業犯罪について紹介しているものの、大部の教科書である菊田(2005)はホワイトカラー犯罪には触れるが企業犯罪には触れず、社会学的思考への優れた案内となっている犯罪社会学の入門書である矢島他編(2009)は、ホワイトカラー犯罪についてコラムで触れるのみで、企業犯罪にはまったく触れていない。日本の犯罪社会学会は、1988年にその機関誌『犯罪社会学研究』第13号で「組織体犯罪の研究」という特集を組み、企業犯罪に関する興味深い論文を掲載しているが、企業犯罪の特集は1976年の創刊号以来一度だけであり、関心が高いとは言えない状況にある。

日本の犯罪率は一般的に低いにもかかわらず、企業による経済犯罪が例外的に多いことは、むしろアメリカの犯罪学者の関心を集め、Pontell & Geis（2007=2008）は、日本では経済界はブレイスウェイトが注目するような犯罪抑止効果をもつ共同体的倫理の適用外となっているのではないかという興味深い問題を提起している。

　刑法典の犯罪以外で、特に経済活動に関する犯罪は、経済犯罪と呼ばれ、法学の分野でこのような犯罪と刑罰の問題を対象とするのが、経済刑法学である。日本でも大日本帝国時代の戦時統制経済法から戦後の独占禁止法を経て最近の官製談合防止法や金融商品取引法などは、刑罰規定を持つ。経済刑法学は、経済活動の規制を目的とする諸法を対象として、戦前以来の議論の蓄積がある。戦後は、先述の公害問題や労働問題に関する犯罪の加害者としての企業にも注目し、規範理論の立場から多くの研究がある。さしあたり第Ⅳ章注の諸文献を参照されたい。ここでは、経済刑法学者の神山氏が、『日本の経済犯罪』（初版1996年、神山（2001））という犯罪研究を踏まえて、『会社「性悪」説―会社犯罪の生け贄とならないために』（神山（1997））という一般向けの本で大企業の犯罪組織化に警鐘を鳴らしていることを紹介しておこう。

多国籍企業犯罪についても、神山氏が注目しており、『日本の経済犯罪』の1996年の初版ではなかった「多国籍企業犯罪」という編が新版（神山（2001））で加えられた。「現在、我が国には多国籍企業による国内犯罪及び国際犯罪の件数及びその形態に関する総合的統計資料はない。また、多国籍企業犯罪についての総合的・体系的研究も行われていない状況にある」（神山（2001）：357）としつつ、日本における外資系企業の法令違反事件の状況と、日本を拠点とする日系多国籍企業について、その海外での犯罪の形態と発生状況が記述されている。管見の限り、神山氏によってこの方向の研究は進められていない。企業犯罪の実態に即して、犯罪防止の観点からの規制を模索する経済刑法の入門書である神山他編（2013）は、ドイツ、日本、アメリカにおける経済犯罪、経済刑法の歴史に関する神山氏の簡単な解説を含むが、永井善之氏による「経済犯罪・経済刑法の国際化」という章もあって、多国籍企業犯罪への法的規制の論点が挙げられている。

経済刑法の一般向け新書である芝原(2000)には、多国籍企業の問題はほとんどでてこないが、「実務と理論」という副題を持つ芝原他編（2017）では、「経済刑法の国際化」として、多国籍企業の実務と関連付けて言及されている。高山（2015）は、日本の刑法学会の機関誌特集号のために、グローバル化に直面する経済刑法の理論的問題を整理している。経済刑法は、市民社会の自由な経済活動を保障するための国家の必要最低限の介入としての刑法典を越えて、特に行政が主導して国家が市民社会の経済活動に介入することであり、そこに市民社会の自律と国家の行政システムとの間での緊張関係が生じる。これに関して、ナチス時代のドイツの経済刑法の事情について田中(2015)、社会主義国家のもとで市場経済を創出しつつある中国の事情について梶田(2013)、マネーロンダリング規制が国際行政の創出を必要とする点について、山内(2009)を参照。

経営学の分野では、たとえばMills(2003＝2004)のように、ビジネススクールの経営学の立場から企業犯罪の構造を分析し、改革提案も出されている。20世紀初頭以来の欧米日でそれなりの研究の蓄積がある経営倫理問題研究について、さしあたり鈴木・角野編（2000）を参照。

個々の企業犯罪事件については、ジャーナリストの手になる多くの優れた著作があり、取材経験を踏まえた第二次大戦後日本における企業犯罪史叙述の試みとして、比較的最近のもののみ挙げれば、有森隆（2003）、奥村宏（2004）、奥村宏・佐高信（2007）などがある。株主主権と資本充実の原則からなる「近代株式会社の原理」に反する「安定株主工作」および「会社同士の株式の相互持合い」をやりつつ、同時に時価発行増資、転換社債、新株引受権付き社債発行などによる資金調達(株式会社金融)で株式会社のメリットを追求し、その資金を土地や株式投機に回してしまうことを「株式会社の矛盾」と規定し、その矛盾の展開として戦後日本の会社事件史を描くばかりでなく、そのような日本での株式会社の展開が、世界的にはその意味での「矛盾の先駆者」（奥村（2004）：251₋269）だとする奥村氏の分析は、株式会社が中心となる19世紀末以降の資本主義経済システムにおける過剰蓄積の論理を説明するとともに、株式会社を生み出した19世紀半ばの自由市場の規範に照らして、株式会社の在り方が正当化できないものとなっていることを説明するものとなっている。世界的な企業改革あるいは「会社革命」が必要だとする奥村氏の問題提起には、「人類遺産持株会社」設置構想を提起する別稿で答えたい。

なお多国籍企業の道義的責任は、グローバル政治経済システムの中心的な担い手の位置を占める多国籍企業の分析とともに、地球規模の飢餓、貧困、環境問題に取り組むNGOの活動家でもある多くの研究者たちによって指摘されてきた。デビッド・コーテン、ジェフリー・サックス、ヴォルフガング・ザックス、スーザン・ジョージに関する岡野内(2004)、(2015)参照。また、グローバル政治経済システムの中で生きる個々人の道義的責任を探究する倫理学や法哲学の正義論の研究者たちによって、グローバルな飢餓・貧困・環境問題を解決しうる力を持つ多国籍企業の責任がとりわけ大きいと指摘され(Wettstein(2009), 神島(2014))、グローバル政治経済システム形成にあたっての植民地責任を追及する歴史学者たちの議論と関連づけて、筆者自身も現在の大手多国籍企業の歴史的責任を指摘した。岡野内(2017)参照。しかし、多国籍企業の犯罪については、議論も研究もあまり進んでいない。

（14）多国籍企業と多国籍銀行との関係について、ヒルファーディング的問題意識を発展させる研究の流れがあり、1980年代末の諸潮流の紹介として、関下編（1989）がある。しかしその後の事態の進展の目まぐるしさに比して、理論的な整理は遅れているようだ。Vitali et al(2011)もヒルファーディング的問題意識を念頭においてはいるが、断片的な分析にとどまっている。なお、20世紀初頭に展開されたヒルファーディングの議論の源泉は、19世紀半ば過ぎまでのイギリスを中心とする政治経済学文献に基づくマルクスの未完原稿に基づいてエンゲルスの編集で出版されたマルクスの『資本論』第3巻第4篇 「商品資本及び貨幣資本の商品取引資本および貨幣取引資本への転化」、同第5篇「利子と企業者利得とへの利潤の分裂。利子生み資本」における銀行、信用制度、株式会社論であり、当然ながら時代的制約がある。しかし、主要諸国の新自由主義政策の採用によって19世紀の資本主義と類似した金融不安をかかえる21世紀初頭のグローバル資本主義への関心から、そのようなマルクスの分析を再評価する動きがある。たとえばHarvey (2013=2016)を参照せよ。日本では20世紀半ば以来、マルクスの分析を源泉とする銀行、信用、株式会社論研究の膨大な文献がある。その中でも有井(1998)は、株式会社論に焦点を置き、「主流的株式会社論の3つの源流、宇野理論、馬場理論、河合理論を包摂する真の源流は、実は、ルドルフ・ヒルファディングの『金融資本論』の理論環をなす株式会社論である」（有井（1998）：142）とする立場から、マッハの哲学的立場の影響下にあったヒルファーディングの問題点とあわせてこの領域での日本での研究の理論的問題点をていねいに整理し、総括的展望を与えてくれる。ただし、その後の日本での理論研究の展開は低調である。たとえば、長島（2018₋2019）は2008年の世界金融危機に関する日本の経済理論学会でのマルクスの流れを引く議論を紹介しているが、そこからは、ようやく諸学派間での対話が始まったものの、社会科学方法論にさかのぼってそれぞれの学派の意義と限界を明確にしていく議論は今後の課題となっていることが読み取れる。筆者は、有井氏の整理をさらにハーバーマスが『コミュニケーション的行為の理論』で示したようなシステム論と生活世界論を接合させる問題設定の中に置き換えて、社会科学の方法をめぐる世界的な論争とかみ合うように議論を組みなおすことが、マルクスに触発された日本での研究の理論的遺産の活性化にとって不可欠と考える。

（15）日本で「富裕層・経営者・ビジネスエグゼクティブの人生を豊かにするための情報を発信しております」をうたい文句とする『*Wealth Journal*』2019年02月13日付「資産運用」コーナーは、次のように説明している。「プライベートバンクとは資産の管理や運用、相続等の総合的な金融サービスを提供する金融機関です。プライベートバンクはグローバルに展開している金融機関が多く、口座開設のための審査が厳しいため、一部の富裕層しかサービスを受けることができません」。さらにプライベートバンクが「顧客にあったオーダーメイド商品を顧客毎に販売」するオーダーメイド商品として、①私募債：「50人未満の少人数の投資家に販売される投資信託」、②優先株・優先出資証券：「議決権が無い代わりに優先的に配当を受けることができる株式」や非会社組織への出資証券、③取引一任勘定：「運用を任せた範囲で株や債券をプライベートバンカーの判断で売買する委任契約」を挙げる。また、コンサルティングサービスとして、①事業承継、②相続対策、③情報提供やセミナー、を挙げている。そして、「プライベートバンクはスイスを発祥としており、欧州を中心に拡がったサービスです。そのため、スイス発祥の金融機関であるクレディ・スイスやUBSが主流です。近年はマスリテール戦略をとっていた日本のメガバンクや野村證券、大和証券等、大手金融機関も富裕層向けにプライベートバンクサービスを提供しています」としている（<https://wealth-partner-re.com/wealthjournal/private-bank/>　2019年6月14日取得）。なお利用条件については、「情報公開している金融機関は少ないのですが、三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券は最低純資産1億円以上となっています。一方、みずほプライベートウェルネスマネジメントのように最低純資産を1,000万ドル（10億円以上）に設定するなど、より厳しい条件を設ける金融機関もあります」『みんマネ』2019年4月26日付「マネープラン」欄（<https://www.minmane.jp/754/>　2019年6月14日取得）という。

（16）運用資産額でみた上位20行にまで視野を広げれば、さらに、スイスのプライベイト・バンクとして有名なロンバー・オディエ（Lombard Odier）やアメリカのノーザン・トラスト（Northren Trust）、さらにシオニズム運動を担ってきたイスラエルのバンク・レウミ（Bank Leumi）も登場するが、例外的なものにとどまっている。後出の表3の注４参照。

（17）途上国債務危機に関して銀行の責任を告発する著作Henry(2003)もあるヘンリー氏は、次のような経歴を公開しており、氏の多国籍銀行犯罪調査が内部告発的な要素を持つことを示しており、興味深い。「マッキンゼー・ニューヨーク・グローバル本部（McKinsey & Co.(NYC global HQ)）チーフエコノミスト、IBM/ロータス・ディベロップメント戦略部長（VP Strategy, IBM/Lotus Development Corporation(Cambridge)、ゼネラル・エレクトリック会長ジャック・ウェルチ事務所事業開発部長（Manager, Business Development, the Chairman’s Office(Jack Welch), GE(Fairfield)、モニター・グループ（Monitor Group）シニアコンサルタントを歴任。戦略コンサルティング会社サグ・ハーバー常務取締役（ Managing Director, Sag Harbor Group）として、以下の顧客を担当。ABB〔スイスの重工業・電力多国籍企業〕、Allen & CO.〔アメリカの投資銀行〕、AT&T〔アメリカのメディアコングロマリット〕、AT Kearney〔アメリカのコンサルタント会社〕、Calvert Fund〔アメリカの社会的投資ファンド〕、Cemex〔メキシコのセメント多国籍企業〕、China Trust〔台湾の中国信託商業銀行〕、カリブ海タックスヘイブンに関するスコットランドヤード・FBI合同タスクフォース、IBM/Lotus〔アメリカのコンピュータソフトウェア企業〕、Intel〔アメリカの半導体メーカー〕、Interwise〔AT&Tが買収したアメリカのソフトウェア企業〕、Lucent〔AT&Tから分離独立したアメリカの情報・通信企業〕、Merill Lynch〔2008年にバンク・オブ・アメリカが買収したアメリカの投資銀行〕、South Africa Telcom〔南アフリカの情報通信企業〕、ロックフェラー財団、スウェーデン国営電力庁、TransAlta〔カナダの電力会社〕、UBS Warburg〔1998~2003年のスイスの多国籍銀行UBS〕、Volvo〔スウェーデンの自動車会社〕、モニター社。」（Pogge & Mehta (eds.) (2016): xii-xiii）

（18）データベース全体では、確定した犯罪件数は845件で、そのうち655件（77.5%）をトップ22行が占める。ただし、捜査中や結果が秘密にされているものを含めればデータベース全体では927の犯罪件数で、そのうちトップ22行は、700件（79.1%）を占めるとされている（Henry 2016:66）。

（19）ヘンリーは、ヨーロッパでは銀行家が拘置所送りになることがほとんどないのに対して、アメリカでは、とりわけ1988~1992年の貯蓄貸付組合（S&L）危機の時期には、3千人以上の銀行家が重罪で告発され、880人が実際に拘置所送りとなったいう。しかし、2008年金融危機に際して捜査対象となったのは小規模のブローカーや金融業者のみで、大銀行は全く手つかずだったとしている(Henry(2016):72-73)。

(20)　タックスヘイブンに関する先注の諸文献を参照。合法的な節税のぎりぎりの線に関して多国籍企業の実務家向けの文献も大量にある。それらについては、金子（2015）を参照されたい。

（21）その際、ベアリングズを買収したのが多国籍企業集団の巨大ネットワーク内支配力ランキング41位のING（インターナショナル・ネーデルランデン・グループ）であり、第1表では資産規模12位に入っている。INGは、もともと1845年にハーグで設立され、オランダ植民地への事業展開で成長したネーデルランデン保険会社を核として、1991年の合併で成立した。以後、ベアリングズも含めて、世界各地で買収を展開したが、2007年の金融危機で経営困難となり、保険・資産運用部門をNNグループとして分離した。岡野内2017：14参照。ベアリングズについて、秘密口座による損失隠しの末ついに同行の倒産を引き起こした元トレーダーによるLeeson(1996=1997)、ジャーナリストによるFay(1997=1997)、さらに田中(2007)も参照。

（22）ベアリングズの破産を引き起こしたニック・リーソンは、2008年のソシエテ・ジェネラルのローグ・トレーダーによる損失発覚に際してインタビューを受け、ローグ・トレーダーはこれからも出るだろう、としながらも、自分の場合をはるかに上回る損失の金額の大きさに驚いたという（小林（2008））。なお、事件に関するリーソンの自伝（Leeson(1996=1997)）は、左官職人の父のもとで育って身につけたと思われるイギリス労働者階級としての使用価値生産と対人関係の誠実性に誇りをもつ勤労倫理観―イギリス社会学、カルチュラル・スタディーズのすでに古典となったポール・ウィリスの『ハマータウンの野郎ども』（Willis(1978=1996)）が描いたような―から、損失隠しに伴う虚偽報告という自己の犯罪行為を反省するとともに、虚偽報告を見抜く監査能力を持たないベアリングズ銀行上層部と、その責任を免罪したイギリス政府をも告発し、金融システム全体に警鐘を鳴らすものとして読める。この点で、邦訳本解説者の伊藤洋一氏が「リーソン自身の反省の欠如…この本の最後にも出てくる、延々と続く自己正当化」(Leeson(1996=1997,2000)：邦訳文庫版507頁)として、リーソンを非難しながらも、まさにこの本の最後に出てくるイギリス政府批判にまったく触れていないのは、違和感を覚える。解説者のスタンスは、リーソンの問題提起に真っ向から反対するもののように思える。つまり、イギリス政府が介入することによる事件の徹底解明に反対であり、あくまでリーソン個人の問題に矮小化させ、金融システム全体の枠組み改革の問題を回避したいのであろうか。解説者の所属は、「平成8年12月、現・住信基礎研究所主席研究員」となっており、1996年段階での日本の大手金融機関エコノミストの認識を示す資料として興味深い。なおリーソンの本は映画化され、日本でも2000年には新潮社から映画と同じ題名で文庫化され、世界八か国語に翻訳されたベストセラーとなった（WorldCatのリーソンの項目参照。　<https://worldcat.org/identities/lccn-n95-96165/>　：2018年11月7日取得）。ソシエテ・ジェネラルのローグ・トレーダーだったジェローム・ケルヴィエル（Jérôme Kerviel）、さらに1996年に発覚した大和銀行ニューヨーク支店の巨額損失事件でのローグ・トレーダーだった井口俊英もそれぞれの体験記を出版している。

(23) その2018年版の『世界経済犯罪実態調査』のためのアンケートは、123か国（地域）7,228名の回答者（うち52%が上級管理職で、55%が従業員1000人以上の企業）に基づくとされている（PwC（2018）:30;32）。なお、プライスウォーターハウスクーパースについて、イギリスの公認会計士でもあるリチャード・マーフィーは、多国籍企業が租税を回避するためのタックスヘイブンでの会計と監査の市場を支配する「わずか4社」の筆頭として、デロイト、EY、KPMGとともにその名を挙げ（Murphy(2017=2017):163-164）、それら4社に関するイギリスの下院会計検査委員会の2013年の報告（House of Commons Committee on Public Accounts, “Tax Avoidance: The Role of Large Accoutancy Firms,” Fourty-Fourth Report of Session 2012-13）から、次のような文章を引用している。「これらの会計事務所は、企業や資産家に節税のアドバイスをするためだけに9000人近い従業員を雇っている。こうした顧客の大半は、支払う税金をできるだけ減らそうと目論んでいる。４大事務所を合わせると全部で250人もの移転価格操作の専門家がいる。いっぽう、歳入関税局（HMRC）にはこの分野で働く人員は65人しかいない」（Murphy(2017=2017):78）。また、PwC社が犯罪と無縁かといえば、決してそうではない。*Wikipedia*英語版の同社の項目には、世界各地での同社の犯罪の事例が典拠とともに列挙されている。ただしそれは日本語版「プライスウォーターハウスクーパース」の項目には見当たらない（2018年11月16日閲覧）。インターネット百科事典である*Wikipedia*は自由参加ボランティアの執筆・編集者によって支えられているプロジェクトだが、英語版のそれを支える層の厚さと日本での薄さを示すものとして興味深い事例と言えよう。

（24）「過去24か月以内に不正や経済犯罪の被害を受けましたか？」という問いへのYES回答の比率である。ただし調査対象となった企業も、企業数にも変動があるため、なんらかの趨勢を示すとは厳密には言えない。調査開始時からの数値を挙げておく。2001年43%、2003年37%、2005年45%、2007年43%、2009年30%、2011年34%、2014年37%、2016年36%、2018年49%（PwC（2018=2018）：5;5）。

(25) 2016年の前回調査では「資産の横領」が64％であったが、それが2018年には45%へと大幅に減少したのは、「顧客による不正」と「事業に関する不正」の項目が、今回調査から新しく加えられたせいであって、「資産の横領」として一括されていた不正が細分化して現れただけであろうと、『実態調査』で分析されている（PwC（2018=2018）：8;8）。

（26）ここで所有的個人主義とは、マクファーソンがホッブスからロックに至る政治思想の展開を整理する際に用いた社会モデルにおける、すべての人が自分の生活手段を得ることができるだけの生産手段を所有するという単一階級社会に対応するイデオロギーの意味で用いる。Macpherson ( 1962=1980) 参照。

（27）企業犯罪に取り組む法学的研究の中では、麻生（1999）も、渥美氏と同様に社会システム全体の中での企業の社会的機能を考察するという視点を示し、企業犯罪抑止の法システムを探るべく、企業犯罪の具体的事例と判例を株式会社法、刑法、民法、商法、行政法との関連で考察している。ただしそこでは、システムの自動的進化論につながるオートポイエーシス論に依拠するルーマンのシステム論に対峙して、システムの論理と対立する生活世界の意思疎通の原理による公共圏での批判的討議を通じるシステム転換という理論装置を用いてルーマン理論を批判してきたハーバーマスの著作への検討がないまま、随所で河本(1995)などのオートポイエーシス論に依拠すると言明されている。そのせいか、「畢竟するに、企業犯罪抑止の法理は、株式会社の自主的な企業犯罪を含む違法行為防止にあり、適正な法的制裁を二次的に位置づけ、且つ、社会的循環機構を構成する各機構並びに中核的位置にある国民（個人）が相互の信頼と安全確保の準則に従って協調と牽制システムの正常な稼働に務める社会的義務を自覚し実行することであることが明確にされたと思う」（麻生(1999)：378）という結論は、具体的なシステム転換への問題提起を欠き、事実上、システムの自動的進化論となっていると言わざるをえない。

もっとも渥美氏もアメリカの「法と経済」アプローチには、限定的な政策論への有用性の見地から注目していた。（渥美編（1998）：351₋361）そこでも触れられている経済犯罪に対する新古典派のアプローチについては、McCarthy & Cohen（2002）が、優れた概観を与えてくれる。その延長上の「行動経済学」のアプローチも含めて企業犯罪・不祥事対策の政策論を展開しているのが、白石（2007）、（2010）である。

これに対し、ドイツ、イギリス、アメリカ、日本の法人処罰論の展開を踏まえて、刑法典総則の改正も含む具体的な企業処罰立法提案まで含む問題提起を行う議論もある。たとえば川崎（2004）は、企業の処罰根拠と帰責原理論、アメリカと日本のコンプライアンス・プログラムの展開を踏まえた企業の注意義務としてのコンプライアンス・プログラム論、アメリカ、イギリス、日本の企業殺人論を踏まえた企業の処罰範囲論、さらにアメリカでの企業に対する罰金刑、被害弁償命令、さらにプロベイション（保護観察）などを踏まえた、企業に対する刑事制裁論の検討のうえで、次のような企業処罰システムのグランド・デザインを示した。すなわち、「企業の刑事責任は、代表者の故意・過失行為から導かれる行為責任だけでなく、企業の内部統制システムの不備から導かれる企業システム過失責任についても問われるべき」とし、その場合「コンプライアンス・プログラムの適正な運用を注意義務とすることによって、その内容の明確化を図ると同時に、企業に対して、代表者等の自然人から切り離され、企業自身の能力に応じた注意義務を課すこと」とし、「企業の刑事責任は、刑法典上の犯罪を含めて、あらゆる犯罪について問われる可能性を認めるべき」とし、「その際、企業に対する刑事制裁としては、罰金刑のほか、新たに被害弁償命令とプロベイション（保護観察）を設けることが望ましい」（川崎（2004）：481）とする。その後の議論について、法人処罰についての比較法的な研究である樋口（2009）、企業刑法構築をめざす論文集である甲斐（2018）なども参照されたい。

（28）　筆者は、岡野内（2017）で21世紀初頭の多国籍企業集団の支配中枢の金融機関の資本が植民地起源という意味で不当収益であることを明らかにし、全世界の多国籍企業の過半数の議決権株式を接収し、人類遺産として共同管理してその収益をグローバル・ベーシック・インカムとして配分するという構想を示唆しておいた。岡野内（2016a,b）も参照。渥美氏の論理の延長上で、この構想をより具体化することは、別稿で果たしたい。

（29）ある種の行為を犯罪と規定し、それを問題にすることは、個々人の連帯に基づく社会のありかたを確認することであるという認識は、犯罪化（criminalization）の問題としてデュルケーム以来、犯罪社会学あるいは社会学的犯罪学の基本命題となっている。企業や国家の行為を犯罪と規定することは、そのような犯罪化の観点からみれば、社会的規範の刷新によって社会システムの転換を進めるラディカルな意味をもってくる。ムハンマドによる偶像破壊、ルターによるカトリックへの非難、イギリスやフランスの市民革命における国王処刑や貴族財産の分割、ロシア革命や中国革命における財産没収などを想起されたい。このような犯罪化をめぐるイギリスの新犯罪学あるいは批判犯罪学の議論を知るには、さしあたりMuncie et al(eds.)(1996)の第3部が役だつ。日本では、たとえば刑法学の側から高橋（2015a,b）が犯罪化を理論的に整理しようと試みているが、市民社会への国家介入の正当化の根拠という視点のものであり、市民社会から国家への介入を問題にする視点は見られない。犯罪社会学では、いわゆる構築主義の視点から犯罪化の過程にみられる市民社会の転換を問題にしようとする研究潮流がある。たとえば日本でのDVの犯罪化についての川村(2015)を参照。

　多国籍企業犯罪に関しては、多国籍企業活動を犯罪化するよりは、むしろ貧困者の犯罪化が、新自由主義政策の一環として進められていることが指摘されている。この点についてWacquant (1999=2008)、またとりわけマンハッタン・インスティテュートのような保守系シンクタンクによる1990年以降のニューヨーク市長ジュリアーニが進めた「ゼロ・トレランス」警察活動の世界的拡散について、ヴァカン（2010）を参照。

（30）このようなグローバルエリート層に関する研究は、最近になって盛んになりつつある。岡野内（2018₋2019）で紹介したグローバル資本主義学派の諸研究のほか、邦訳のあるものだけでも、すでに触れたウェルスマネジャーに関するフィールドワークを含む社会学的研究であるHarington(2016=2018)、ジャーナリストによる金権支配やエリート支配の分析として、Freeland(2012=2013)、Rothkopf(2008=2009)、同じくジャーナリストによる富裕層の生活へのルポとして、Frank(2007=2007)、Bernstein & Swan (eds.)(2007=2008)などがある。

（31）2015年の改訂以前の世界銀行は、世界的な極貧層を規定する飢餓線すなわち絶対的貧困の基準を一人当たり所得が1.25PPP（購買力平価）ドル以下と定めていたが、2006年のデータによってこの全世界の極貧層人口全員に1.25PPPドルを給付するための必要額は、2.2兆米ドルであった（岡野内(2012)）。

〔参照文献〕

有井行夫（1998）『株式会社の正当性と所有理論（増補版）』（初版1991年）青木書店．

有森隆（2003）『日本企業モラルハザード史』 文芸春秋．

麻生利勝（1999）『企業犯罪抑止の法理―企業の社会的機能と責任―』成文堂．

渥美東洋編著(1998)『組織・企業犯罪を考える』中央大学出版部．

渥美東洋(1998a)「犯罪による収益の剥奪―没収・追徴と収益罰金―」渥美編（1998）：1₋10．

渥美東洋（1998b）『複雑社会で法をどう活かすか―相互尊敬と心の平穏の回復に向かって―』立花書房．

渥美東洋編（2008）『犯罪予防の法理―警察政策学会10周年記念―』成文堂．

Becker, Hartmuth (2003) *Die Partamentarismuskritik bei Carl Schmitt und Jürgen Habermas、Zweite Auflage,* Ducker & Humblot : Berlin ( ハルトムート・ベッカー著、永井健晴訳『シュミットとハーバーマスにおける議会主義批判』風行社、2015年)．

Bernstein, Peter W & Annalyn Swan (eds.) （2007）*All the Money in the World: How the Forbes 400 Make—and— Spend Their Fortunes*, Vintage: New York (ピーター・W・バーンスタイン、アナリン・スワン編、河邉俊彦・田淵健太訳『ビリオネア生活白書―超富豪たちはどう稼ぎ、どう使っているのか』早川書房、2008年）．

Boers, Klaus, Hans Theile, und Kari-Maria Karliczek(クラウス・ベアス，ハンス・タイレ、 カーリ・マリア・カーリチェック) (2004) “Wirtschaft und Strafrecht--- Wer reguliert wen?” *Ritsumeikan Law Review* 21:109-124 (松宮孝明訳 (2004)「経済と刑法――だれがだれを規制するのか？」『立命館法学』294：120-137).

Braithwaite, John (1984) *Corporate Crime in Pharmaceutical Industry*, London: Routledge & Kegan Paul(J・ブレイスウェイト著、井上真理子監訳『企業犯罪―アメリカ製薬会社における企業犯罪のケース・スタディ』三一書房、1992年).

Braithwaite, John (1989) *Crime, Shame and Reintegration*, Cambridge: Cambridge University Press, 1989.

Braithwaite, John (2002) *Restorative Justice and Responsive Regulation*, New York: Oxford University Press.

Braithwaite, John (2008) Regulatory Capitalism: How it Works, Ideas for Making it Work Better, Cheltenham: Edward Elgar.

ブレイスウェイト、ジョン著、細井洋子他訳（2008）『修復的司法の世界』成文堂．

Braithwaite, John & P. Pettit (1990) *Not Just Deserts: A Republican Theory of Criminal Justice*, Oxford, etc.: Oxford University Press.

Braithwaite, John and Peter Drahos (2000) *Global Business Regulation*, Cambridge: Cambridge University Press.

Capgemini ( 2018) *World Wealth Report 2018* （<https://www.worldwealthreport.com/download/> ：2018年8月15日取得）

Chomsky, Noam (2002=2003) *Media Control: The Spectacular Achievements of Propaganda*, Seven Stories Press(鈴木主税訳『メディア・コントロール―正義なき民主主義と国際社会』、集英社、2003年).

Cimadamore, Alberto D., Gabriele Koehler, and Thomas Pogge (Eds.) (2016) *Poverty and the Millenium Development Goals: A Critical Look Forward,* Zed Books: London.

Clinard, Marshall B., and Peter C. Yeager (1980), *Corporate Crime*, New York: The Free Press.

Cullen, Francis T., Gray Cavender, William J. Maakestad, and Michael Benson（2006）*Corporate Crime Under Attack: The Fight to Criminalize Business Violence, Second edition*, New York: Routledge.

Ewen, Stuart (1998) *PR!: A Social History of Spin*, Basic Books: New York (スチュアート ユーウェン著、平野秀秋他訳『PR!―世論操作の社会史』法政大学出版局、2003年).

Fay, Stephen (1997) *The Collapse of Barings*, W. W. Norton & Company: New York (宇佐美洋訳『ベアリングズ崩壊の真実』時事通信社、1997年）

Frank, Robert (2007) *Richistan: A Journey Through the 21st Century Wealth Boom and the Lives of the New Rich*, Piatkus Books: New York（ロバート・フランク著、飯岡美紀訳『ザ・ニューリッチ―アメリカ新富裕層の知られざる実態』ダイヤモンド社、2007年）．

Fraser, Nancy (2008) Scales of Justice; Reimagining Political Space in a Globalizing World, Polity Press, London ( ナンシー・フレイザー著向山恭一訳『正義の秤―グローバル化する世界で政治空間を再想像すること』法政大学出版局、2013年)．

Fraser, Nancy (2015) “Legitimation Crisis? On the Political Contradictions of Financialized Capitalism,” *Critical Historical Studies*, Vol. 2(2).

Freeland, Chrystia (2012) *Plutocrats: The Rise of the New Global Super-Rich and the Fall of Everyone Else*, Penguin Press: New York, etc. (クリスティア・フリーランド著、中島由華訳『グローバル・スーパーリッチ―超格差の時代』早川書房、2013年)．

Glattfelder, James B. (2010) *Ownership Networks and Corporate Control: Mapping Economic Power in a Globalized World*, A dissertation submitted to the ETH ZURICH for the degree of Dr. sc. ETH Zürich（Diss. ETH No. 19274）．（https://www.sg.ethz.ch/media/medialibrary/2013/12/james\_glatteth-2007-02.pdf　2015年1月30日取得）

Habermas, Jürgen(ユルゲン・ハーバーマス) (1962) *Strukturwandel der Öffentlichkeit. Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*. Luchterhand: Neuwied am Rhein (細谷貞雄、山田正行訳『公共性の構造転換――市民社会の一カテゴリーについての探究』〔新版〕未來社、1994年).

Habermas, Jürgen(ユルゲン・ハーバーマス) (1973) *Legitimationsprobleme im Spätkapitalismus*, Frankfurt am Mein : Suhrkamp（Translated by Thomas McCarthy, *Legitimation Crisis*, Boston: Bacon Press, 1975）、(山田正行・金慧訳『後期資本主義における正統化の問題』岩波書店、2018年)．

Habermas, Jürgen(ユルゲン・ハーバーマス) (1981) *Theorie des kommunikativen Handelns*, Frankfurt am Mein : Suhrkamp(丸山高司他訳『コミュニケイション的行為の理論』(上)(中)(下), 未来社, 1987年)．

―――, (1999) *Wahrheit und Rechtfertigung: Philosophische Aufsaetze*, Suhrkamp Verlag（ユルゲン・ハーバーマス著、三島 憲一他訳『真理と正当化: 哲学論文集』法政大学出版局、2016年）

Habermas, Jürgen (2013) “Demokratie oder Kapitalismus. Vom Elend der nationalstaatlichen Fragmentierung in einer kapitalistisch integrierten Weltgesellschaft,” *Blätter für Deutsche und Internationale Politik*. 58., H. 5, S. 59–70（三島憲一訳「デモクラシーか、資本主義か？」三島憲一訳『デモクラシーか、資本主義か―危機のなかのヨーロッパ』岩波書店、2019年：3₋36、［ただし初出は『世界』2016年9月号］）.

Harrington, Brooke (2016) *Capital without Borders: Wealth Mangers and the One Percent,* Cambridge, Massachusetts, & London, England: Harvard Universtiy Press (ブルック・ハリントン著、庭田よう子訳『ウェルス・マネジャー 富裕層の金庫番――世界トップ1%の資産防衛』みすず書房、2018年)．

Harvey, David (2003) *New Imperialism*, Oxford: Oxford University Press(デヴィッド・ハーヴェイ著　本橋哲也訳『ニュー・インペリアリズム』青木書店、2005年)．

Harvey, David (2009) Cosmopolitanism and the Geographies of Freedom, Columbia University Press: New York (デヴィッド・ハーヴェイ著　大屋定晴他訳『コスモポリタニズム―自由と変革の地理学』作品社、2013年)．

Harvey, David (2013) *A Companion To Marx's Capital, Volume 2*, London: Verso (デヴィッド・ハーヴェイ著, 森田成也・中村好孝訳『＜資本論＞第2巻・第3巻入門』作品社、 2016年）

Henry, James S. (2003) *The Blood Banker; Tales from the Global Undergraound Economy*, Four Walls Eight Windows: New York/London.

Henry, James S. (2016)“Let’s Tax Anonymous Wealth! ; A Modest Proposal to Reduce Inequality, Attack Organized Crime, Aid Developing Countries, and Raise Badly Needed Revenue from the World’s Wealthiest Tax Dodgers, Kleptocrats, and Felons,” in Pogge & Mehta(eds.) (2016) : 31-95.

Herman, Edward S. and Noam Chomsky (1995=2007) *Manufacturing Consent: The Political Economy of the Mass Media*, Vintage　(エドワード・S・ハーマン/ノーム・チョムスキー著、中野真紀子 訳『マニュファクチャリング・コンセント　マスメディアの政治経済学』1、２、トランスビュー、2007年)．

樋口亮介（2009）『法人処罰と刑法理論』有斐閣．

Hilferding, Rudolf (1910=1982) *Das Finanzkapital; Eine Studie über die jüngste Entwicklung des Kapitalismus,* Dietz Verlag, Berlin 1955(<https://www.marxists.org/deutsch/archiv/hilferding/1910/finkap/index.html>: 2019年4月20日確認)（ルドルフ・ヒルファーディング著、岡崎次郎訳『金融資本論』上・下、岩波文庫、改版1982年）．

Hochstedler, Ellen (ed.) (1984) *Corporations as Criminals*, London: Sage Publications (エレン・ホクステッドラー編著、板倉宏他訳『企業：20世紀の犯罪者』学陽書房、1990年)．

星野郁(2018)「EU銀行同盟と銀行構造改革に関する批判的考察」『国民経済雑誌』217(1), 37-71.

Hymer, S.H.(1972) “The Multinational Corporation and the Law of Uneven Development,” in J.W. Bhagwati (ed.) (1972) *Economic and World Order*, New York: The Macmillan Company( S. ハイマー著、宮崎義一編訳『多国籍企業論』岩波書店、1979年、259₋309所収)．

Ietto-Gillies, Grazia（2012）Transnational Corporations and International Production: Concepts, Theories and Effects, Second Edition, Edward Elgar.（グラツィア・イエット・ギリエス著　井上 博監訳『多国籍企業と国際生産―概念・理論・影響』2012年、同文館出版）.

岩崎淳（2016）「グローバル･ガバナンスの正当性を巡る動態的関係 : 金融危機後の銀行規制見直しを事例として」『アジア太平洋研究科論集』 (31), 81-104．

岩田将幸（2013）「多国間主義における正当性の問題」『国際政治』(171), 29-42.

Johnston, David(ディヴィッド・ジョンストン) (2011) *A Brief History of Justice*, New York: Wiley-Blackwell (押村高他訳『正義はどう論じられてきたか　相互性の歴史的展開』みすず書房、2014年).

甲斐克則（2018）『企業犯罪と刑事コンプライアンス―「企業刑法」構築に向けて―』成文堂．

梶田幸雄(2013)「中国における企業経済犯罪と経済刑法の適用」『麗澤大学紀要』97：1-32.

神島裕子2014「多国籍企業の政治的責任」宇佐美編2014：197-218.

神山敏雄（1997）『会社「性悪」説―会社犯罪の生け贄にならないために』光文社．

神山敏雄(2001)『新版 日本の経済犯罪』日本評論社．

神山敏雄他編(2013)『新経済刑法入門〔第2版〕』成文堂．

金子文夫(2015)「タックス・ヘイブンとグローバル金融規制の動向」上村編（2015）: 85-118.

河本英夫(1995)『オートポイエーシス―第三世代システム』青土社．

川村仁子(2014)「グローバル市民社会における民間による自主規制の「正統性」―システム分析からの検討」『立命館国際研究』26(3): 531-548.

川村智樹(2015)「いかにしてドメスティック・バイオレンスの犯罪化は達成されたのか―犯罪化の2つの形式に着目して」『犯罪社会学研究』40(0)：115-128.

川崎友巳（2004）『企業の刑事責任』成文堂．

菊田幸一(2005)『犯罪学（六訂版）』成文堂．

Klein, Naomi (2000) No Logo: *Taking Aim at the Brand Bullies*, A. A. Knopf Canada, (

ナオミ・クライン著、松島聖子訳『ブランドなんか、いらない――搾取で巨大化する大企業の非情』はまの出版, 2001年／新版, 大月書店, 2009年）．

Knight Frank (2018) *The Wealth Report 2018,* (<http://www.knightfrank.com/wealthreport> :2018年8月18日取得)．

小林恭子2008「元祖『悪漢トレーダー』リーソンの見方」小林恭子『小林恭子の英国メディア・ウォッチ』（ブログ）（<https://ukmedia.exblog.jp/8073718/>　：2018年11月7日取得）

小宮信夫（2008）「犯罪社会学に基づく犯罪予防論」渥美編（2008）：65-87.

久保新一(2011)「金融危機の歴史的意義―近代工業化社会の破綻と再編の課題」『経済系』246：246-258．

Leeson, Nick（1996）*Rogue Trader*, Little, Brown :New York（ニック・リーソン著,戸田浩之訳『私がベアリングス銀行をつぶした』新潮社、1997年、のちに文庫版『マネートレーダー銀行崩壊』新潮社、2000年）

Lenski, Gerhard E. (1966) *Power and Privilege; A Theory of Social Stratification*, McGraw-Hill Book Company: New York, etc.

Luhmann, Niclas (1969) *Legitimation durch Verfahren*, Neuwied( 今井弘道訳『手続きをとおしての正統化』風行社、1990年)

Macpherson, Crawford Brough(C・B・マクファーソン) (1962) *The Political Theory of Possessive Individualism: Hobbes to Locke,* Oxford: Clarendon Press,(藤野渉ほか訳『所有的個人主義の政治理論』合同出版, 1980年）.

丸山恵也編著(2005)『批判経営学―学生・市民と働く人のために』新日本出版社．

Marx, Karl (1887) *Capital: A Critique of Political Economy, Volume 1, Book One The Process of Production of Capital*, (Translated by Samuel Moore and Edward Aveling, edited by Frederick Engels), 以下のオンライン版を2017年9月7日に取得 (<https://www.marxists.org/archive/marx/works/1867-c1/>)．

松尾隆佑(2014)「マルチレベル・ガバナンスにおける民主的正統性と公私再定義:ステークホルダー・デモクラシーのグローバルな実現へ向けて」『社會科學研究』65(2)：185-206.

McCarthy, Bill & Lawrence E. Cohen　(2002) “Economic Crime : Theory” in *Encycropedia of Crime and Justice*　（<https://www.encyclopedia.com/law/legal-and-political-magazines/economic-crime-theory> : 2018年12月8日取得）

Michalowski, Raymond J. & Ronald C. Kramer (eds.) (2006) *State-Corporate Crime: Wrongdoing at the Intersection of Business and Government*, New Brunswick, New Jersey: Rutgers University Press.

Miller, David (2007) *National Responsibility and Global Justice*, Oxford University Press(デイヴィッド・ミラー著、富沢克他訳『国際正義とは何か―グローバル化とネーションとしての責任』風行社、2011年)

Mills, D. Quinn (2003) *Wheel, Deal, and Steal: Deceptive Accounting, Deceitful CEOs, and Ineffective Reforms*, Upper Saddle River, NJ: Financial Times Prentice Hall (D・クィン・ミルズ著、林大幹訳『アメリカCEOの犯罪―なぜ起きたのか?　どのように改革すべきか? 』シュプリンガーフェアラーク東京、2004年）．

Mokhiber, Russell (2000) “Top 100 Corporate Criminals of the Decade” *Corporate Criminal Reporter,* (<https://www.corporatecrimereporter.com/top100.html>: 2018年12月2日取得)．

守山正・西村春夫（2001）『犯罪学への招待（第二版）』日本評論社．

Muncie, John, Eugene McLaughlin and Mary Langan (Eds.) (1996) *Criminological Perspective: A Reader*, London, etc.: Sage Publications.

Murphy, Richard (2017) *Dirty Secrets; How Tax Havens Destroy the Economy*, Verso: London (リチャード・マーフィー著、鬼澤忍訳『ダーティー・シークレット―タックス・ヘイブンが経済を破壊する』岩波書店、2017年)．

長島誠一（2018₋2019）「『グローバル資本主義』のバブル循環と世界金融危機」(1)、(2)『東京経大学会誌』(299), 167-208；(301), 43-89.

岡野内　正（2004）「代替開発戦略覚書―D.コーテンにおける階級、ジェンダー、ネイション、エコロジー、公共圏―」上・下『アジア・アフリカ研究』376:2-28, 377:15-26.

―――― (2012)「地球人手当（グローバル・ベーシック・インカム）実現の道筋について―飢餓と貧困の根絶から始める非暴力世界革命の展望―」『アジア・アフリカ研究』52（３）：1－15.

――（2015）「飢餓と貧困を放置する人類史の流れをどう変えるか？―ジェフリー・サックス、ヴォルフガング・ザックス、スーザン・ジョージの近著をめぐって―」（上）（下）『アジア・アフリカ研究』55(1), 57-93; 55(2), 35-67．

――（2016a）「グローバル企業の過半数株を人類遺産相続基金へ！―グローバル・ベーシック・インカム財源論の最前線」『季刊アジェンダ』2016年秋季号，37—46．

――（2016b）「すべてのグローバル企業株式を人類共同遺産に！―中東・日本発の反グローバリゼーション・歴史的正義回復運動の可能性」『日本の科学者』51(11),24-29.

――（2017）「21世紀の多国籍企業資本の植民地的起源―グローバル正義論と植民地責任論の深化のために」『アジア・アフリカ研究』57(4), 2-24．

――（2018-2019）「トランスナショナル資本家階級形成による国民国家の空洞化」（上）（下）『アジア・アフリカ研究』58(4), 1-16; 59(1), 22-50．

奥村宏（2004）『会社はなぜ事件を繰り返すのか―検証・戦後会社史』NTT出版.

奥村宏・佐高信（2007）『会社事件史』七ツ森書館.

奥山英司(2014)「公的資金注入が金融機関のリスク評価に与えた影響―アメリカ,イギリス,ドイツ,フランスの株価データに基づく実証分析―」『商学論纂』（中央大学）55(5・6), 509-537.

大窪善人(2016)「ハーバーマスの市民的不服従論：シュミット的決断主義との差異」『佛教大学大学院紀要. 社会学研究科篇』(44)：1-14.

Palan, Ronen, Richard Murphy and Christian Chavagneux, (2010) *Tax Havens: How Globalization Really Works,* Cornell University Press ( ロラン・パラン、リチャード・マーフィー、クリスチアン・シャヴァニュー著、青柳伸子訳『［徹底解明］タックスヘイブン――グローバル経済の見えざる中心のメカニズムと実態』作品社、2013年)．

Parsons, Talcott (1959) “‘Voting’ and the Equibilium of the American Political System,” in Eugene Burdick and Artheur J. Brodbeck(ed.) *American Voting Buhavior,* The Free Press: Glencoe, Illinois, 1959, pp.80-120(後にTalcott Parsons, *Sociological Theory and Modern Society*, The Free Press: New York, pp.223-263に所収)．

Payne, Brian K. (2017) *White-Collar Cirime: The Essentials, Second Edition*, Los Angels, etc.: Sage.

Pogge, Thomas, and Krishes Mehta (Eds.) (2016) *Global Tax Fairness*, Oxford: Oxford University Press.

Pogge, Thomas W. (2008) *World Poverty and Human Rights, Second Edition*, Polity（トマス・ポッゲ著、立岩真也監訳『なぜ遠くの貧しい人への義務があるのか―世界的貧困と人権』生活書院、2010年）

Pontell, Henry N. and Gilbert Geis (ヘンリー・N・ポンテル, ギルバート・ガイス) (2007) “The Paradox of Economic Crime in Japan: The Thalidomide Scourge, the Lockheed Scandal, and Endemic Political Corruption,” *Monatsschrift für Kriminologie und Strafrechtsreform*, 90 (2/3): 103-113(小西暁和訳「日本の経済犯罪におけるパラドックス―サリドマイド禍・ロッキード事件・構造的な政治汚職―」『社会科学論集』（埼玉大学）123, 49-63（2008年1月）.

PwC (プライスウォーターズハウスクーパーズ株式会社)（2018）『経済犯罪実態調査2018―「盲点」に潜む不正を探り出す』プライスウォーターズハウスクーパーズ株式会社（https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/thoughtleadership/economic-crime-survey1805.html　：2018年12月6日取得）

PwC　 (2018) *Global Economic Crime and Fraud Survey* *2018,* PWC　(<https://www.pwc.com/gx/en/forensics/global-economic-crime-and-fraud-survey-2018.pdf> ：2018年7月12日取得).

Robinson, William I. (2004) *A Theory of Global Capitalism: Production, Class, and the State in a Transnational World*, Baltimore, Maryland: The Johns Hopkins University Press.

Robinson, William I. (2014) *Global Capitalism and the Crisis of Humanity*, Cambridge: Cambridge University Press.

Robinson, William I. (2018) *Into the Tempest; Essays on the New Global Capitalism*, Chicago, Illinois: Haymarket Books.

Rothkopf, David (2008) *Superclass: The Global Power Elite And The World They Are Making*, Viking: New York（デヴィッド・ロスコフ著、河野純治訳『超・階級―スーパークラス』光文社、2009年）．

佐久間信夫・黒川文子（編著）(2013)『多国籍企業の戦略経営』白桃書房．

Sassen, Saskia (1988) *The Mobility of Labor and Capital: A Study in International Investment and Labor Flow,* Cambridge University Press ( サスキア・サッセン著森田桐郎ほか訳『労働と資本の国際移動―世界都市と移民労働者』岩波書店、1992年)．

Sassen, Saskia (1991) *The Global City; New York, London, Tokyo*, Princeton University Press（伊豫谷登士翁監訳『グローバル・シティ―ニューヨーク、ロンドン、東京から世界を読む』筑摩書房、2008年）．

Sassen, Saskia (2006) *Territory, Authority, Rights; From Medieval to Global Assemblages*, Princeton University Press（伊豫谷登士翁監修、伊藤茂訳『領土、権威、諸権利―グローバリゼーション・スタディーズの現在』明石書店、2011年）．

Sassen, Saskia (2014) *Expulsions; Brutality and Complexity in the Global Economy*, The Belknup Press of Harvard University Press( サスキア・サッセン著、伊藤茂訳『グローバル資本主義と＜放逐＞の論理―不可視化されゆく人々と空間』明石書店、2017年)．

Schmitt, Carl (1932[1968]) *Legalität und Legitimität, Zweite Auflage*, Duncker & Humblot GmbH: Berlin (カール・シュミット著、田中浩・原田武雄訳『合法性と正当性』未來社、1983年）．

関下稔編（1989）『現代金融資本の諸理論―多国籍企業と多国籍銀行の多重的ネットワーク―』同文館．

Senghaas, Dieter (ed.)（1972）*Imperialisumus und strukturelle Gewalt; Analysen über abhängige Reproduktion*, Frankfurt am Mein: Suhrkamp.

Shaxson, Nicholas (2011) *Terasure Islands: Tax Havens and the Men Who Stole the World*, Bdley Head, The Random House Group(ニコラス・シャクソン著、藤井清美訳『タックスヘイブンの闇』朝日新聞出版、2012年)．

芝原邦爾(2000)『経済刑法』岩波書店．

芝原邦爾・古田佑紀・佐伯仁志（編著）(2017)『経済刑法―実務と理論』商事法務．

白石賢（2007）『企業犯罪・不祥事の法政策』成文堂．

―――（2010）『企業犯罪・不祥事の制度設計』成文堂．

Sklair, Leslie (2001) *The Transnational Capitalist Class*, Oxford: Basil Blackwell.

Sklair, Leslie (2002) *Globalization; Capitalism and its Alternatives*, Oxford Universtiy Press: Oxford, etc.

Sklair, Leslie (2017) *The Icon Project: Architecture, Cities, and Capitalist Globalization*, Oxford University Press: London.

相馬利行(2012)「銀行破綻の影響と政策対応の効果 : サーベイ」『生駒経済論叢』（近畿大学）10(2), 173-197.

Standing, Guy (2011)*The Precariat: The New Dangerous Class,* London: Bloomsbury（岡野内正監訳『プレカリアート―不平等社会が生み出す危険な階級』法律文化社、2016年）

Streeck, Wolfgang (2013) *Gekaufte Zeit: Die vertagte Krise des demokratischen Kapitalismus*, Suhrkamp Verlag : Berlin（ヴォルフガング・シュトレーク著、鈴木直訳『時間かせぎの資本主義――いつまで危機を先送りできるか』みすず書房、2016年）．

Sutherland, E. H. (1949) *White Collar Crime*, New York: Dryden Press(E.H.サザーランド著、平野竜一・井口浩二訳『ホワイト・カラーの犯罪―独占資本と犯罪』岩波書店、1955年) ．

Sutherland, E. H. (1985) *White Collar Crime: The Uncut Version*, New Haven, CT: Yale University Press.

鈴木辰治・角野信夫編著(2000)『企業倫理の経営学』ミネルヴァ書房．

髙橋直哉(2015a)「犯罪化論の試み」『法学新報』121(11･12)：1-27．

―――（2015b）「犯罪化と法的モラリズム」『中央ロー・ジャーナル』11(4)：3-20．

高山佳奈子（2015）「経済刑法の理論的基礎とグローバル化のインパクト――総説――」『刑法雑誌』55（1）：1-11.

田中文憲(2007)「ベアリングズの崩壊―マーチャントバンキングの終焉」『奈良大学紀要』36：1－20．

田中良弘(2015)「行政刑法と秩序罰 : ナチス経済刑法の歴史的考察」『一橋法学』14(3): 69-100.

富田義典(2011) 「ME化──「ME革命」・「IT革命」とは労働にとって何であったか」『日本労働研究雑誌』609：30-33.

上村雄彦（2009）『グローバル・タックスの可能性―持続可能な福祉社会のガヴァナンスをめざして』ミネルヴァ書房．

上村雄彦(2016)『不平等をめぐる戦争―グローバル税制は可能か？』集英社．

上村雄彦編(2015)『グローバル・タックスの構想と射程』法律文化社．

上村雄彦編（2019）『グローバル・タックスの理論と実践―主権国家体制の限界を超えて』日本評論社．

宇佐美誠編2014『グローバルな正義』勁草書房．

Vitali, Stefania, Glattfelder, James B., and Battiston, Stefano (2011) "The Network of Global Corporate Control,” in *PLoS ONE* 6(10): e25995. doi:10.1371/journal.pone.0025995(http://journals.plos.org/plosone/article?id=10.1371/journal.pone.0025995 2015年1月30日取得)．

Wacquant, Lolïc(1999) *Les prisons de la misère*, Raison D'agir: Paris（ロイック・ヴァカン著、森千香子・菊池恵介訳『貧困という監獄―グローバル化と刑罰国家の到来』新曜社、2008年）．

ヴァカン、ロイック（Wacquant, Lolïc）(2010) 津島昌寛訳「世界に拡大する法秩序の嵐 ―ネオリベラリズムと刑罰にかんして」『犯罪社会学研究』35：72-86．

Wade, Robert (2004) *Governing the Market*, 2nd Edn. Princeton, NJ: Prineton University Press.

Wahl, Peter(2016) “More Than Just Another Tax; The Thrilling Battle over the Financial Transaction Tax: Background, Process, and Challenges,” in Pogge and Mehta(Eds.)(2016): 204-220.

Weber, Max (1921[1976]) *Wirtschaft und Gesellschaft: Grundriss der verstehenden Soziologie,* besorgt von Johannes Winkelmann, 5., rev. Aufl., Studienausgabe, J.C.B Mohr(Paul Siebeck) : Tübingen ( Edited by Guenther Roth and Claus Wittich, *Economy and Society; An Outline of Interpretive Sociology*, University of California Press: Berkley, etc., 1968)( 世良晃志郎訳『支配の社会学Ⅰ』創文社、1960年、同訳『支配の諸類型』創文社、1970年)．

Wettstein, Florian (2009) *Multinational Corporations and Global Justice: Human Rights Obligations of a Quasi-Governmental Institution*, Stanford University Press.

Willis, Paul E.(1978) *Learning to Labour*, London: Routledge(熊沢誠他訳『ハマータウンの野郎ども』筑摩書房、1996年)．

矢島正見、丸秀康、山本功編著(2009)『改訂版　よくわかる犯罪社会学入門』学陽書房．

山内由梨佳(2009)「行政化する国際経済犯罪規制について――マネーロンダリング犯罪研究を手がかりとして」『社会科学研究』（東京大学）60(2) 5-31.

（おかのうち　ただし、会員、法政大学社会学部教授）

**Legitimation Crisis of the Global Capitalism and Transnational Corporate Crime**

**OKANOUCHI Tadashi\***

Increasing transnational corporate crimes have recently become research agenda from different perspectives.

J.S.Henry, an activist of fair tax movement, compiled the first data base for cirmes committed by all global private banks for the period 1998-2014, and revealed that almost all the banks committed crimes, i.e. fraud, tax dodging, etc., every year, and accused them as organized crime.

PwC, a transnational consulting company, which has been releasing *Global Economic Crime and Fraud Survey* since 2001, warns that TNCs are facing strict concerted regulations by all nation states, and that keeping transparency of the company is not only necessary for survival but also a big chance to take advantage in compettetive market.

Toyo Atsumi, a law professor, argued that transformation of the principle of modern legal system is nessessary to combat with the organized crime and he developed a logic for confiscation of unjustful earnings from the perspective of philosophical theories of justice.

In confronting transnational corporate crime, people are getting to know more about the contemporary system of class domination based on global capitalism, and talking about relevance of the system to human society. In this sence, transnational corporate crime becomes a key to end the legitimation crisis of the contemporary global capitalism.

\*AAIJ member,

Professor, HOSEI University